

# ○国立大学法人埼玉大学教育学部規程

〔平成16年4月1日〕  
規則第39号

改正	平成17. 3. 31	16規則229	平成18. 4. 1	18規則95
	平成19. 4. 1	19規則51	平成20. 1. 24	19規則90
	平成20. 3. 1	19規則97	平成20. 4. 1	20規則36
	平成21. 4. 1	21規則20	平成22. 4. 1	22規則29
	平成23. 2. 24	22規則69	平成23. 7. 22	23規則5
	平成24. 2. 17	23規則19	平成25. 3. 4	24規則78
	平成26. 2. 14	25規則62	平成27. 3. 19	26規則126
	平成28. 3. 18	27規則91	平成28. 10. 7	28規則12
	平成29. 4. 14	29規則1	平成29. 12. 22	29規則36
	平成31. 3. 7	30規則35	平成31. 3. 14	30規則38
	令和2. 3. 4	元規則60	令和3. 3. 5	2規則40
	令和4. 3. 4	3規則31	令和5. 3. 3	4規則51

(趣旨)

**第1条** 埼玉大学教育学部（以下「教育学部」という。）に関する事項は、国立大学法人埼玉大学学則（以下「学則」という。）及び国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則（以下「単位修得の認定に関する規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(課程)

**第2条** 教育学部に以下の課程を置く。

- (1) 学校教育教員養成課程
- (2) 養護教諭養成課程

(教育研究上の目的)

**第3条** 教育学部各課程の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育教員養成課程は、教職及び教科に関わる学問並びに芸術・スポーツ諸領域を個別的ないし総合的に研究し、広く教育界の発展に寄与するとともに、主体的で豊かな人間性を基底としつつ、教職に必要な専門的知識・技能を身につけた、理論及び実践の両面にわたる力量ある質の高い、多様な学校種における教員の養成を、教育上の目的とする。
- (2) 養護教諭養成課程は、児童生徒の健康及び安全に関する諸科学を個別的ないし総合的に研究し、広く教育界の発展に寄与するとともに、学校保健実践に必要な幅広い基礎・実践力をもとに、児童生徒の健康及び安全をめぐる課題を探究し、教員組織、保護者、関連諸機関等と密接に連携をとりながら児童生徒の健康及び安全の問題の解決を図ることができる、力量ある質の高い養護教諭を養成することを教育上の目的とする。

(卒業要件)

**第4条** 学生は、教養・スキル・リテラシー科目及び専門科目について次条及び第7条に規定する単位を修得し、合計124単位以上を修得しなければならない。

2 教養・スキル・リテラシー科目について、卒業要件を超えて修得した単位は、

合計 6 単位を上限として専門科目の単位とすることができる。

(外国語科目)

**第 5 条** 教養・スキル・リテラシー科目は、別表 1 に従い履修し修得するものとする。ただし、年度により授業科目の一部を開講しないことがある。

2 英語 I を 1 年次に 4 単位、英語 II を 2 年次に 4 単位、合計 8 単位を修得するものとする。

3 1 年次に英語 II を履修することはできない。ただし、2 年次以上の学生については、英語 I と英語 II を同時に履修することができる。

4 外国人留学生は、英語又は日本語から 1 年次に I を 4 単位、2 年次に II を 4 単位、合計 8 単位を修得するものとする。

5 「市民と憲法」 2 単位、「情報基礎」 2 単位、「スポーツ実技」 2 単位を必修とする。また、その他選択科目 4 単位のうち、2 単位以上は「スポーツ実技」を除く学際領域科目群又は AL 科目群から修得するものとする。

**第 6 条** 削除

(専門科目)

**第 7 条** 学校教育教員養成課程の学生は、小学校コース、中学校コース、乳幼児教育コース又は特別支援教育コースのいずれかを専攻し、小学校コースにあっては教育学、心理・教育実践学、言語文化（国語）、言語文化（英語）、社会、自然科学（算数）、自然科学（理科）、芸術（音楽）、芸術（図画工作）、身体文化（体育）、生活創造（ものづくりと情報）、生活創造（家庭科）、中学校コースにあっては言語文化（国語）、言語文化（英語）、社会、自然科学（数学）、自然科学（理科）、芸術（音楽）、芸術（美術）、身体文化（保健体育）、生活創造（技術）、生活創造（家庭科）のいずれか一つの分野、乳幼児教育コースにあっては乳幼児教育、特別支援教育コースにあっては特別支援教育の分野について専修するものとし、専門科目 106 単位以上を修得するものとする。

2 学校教育教員養成課程におけるコース、専修及び分野に関わる事項は、別に定める。

3 養護教諭養成課程の学生は、養護教育について専攻し、専門科目 106 単位以上を修得するものとする。

(専門科目の履修の方法等)

**第 8 条** 専門科目の履修については、それぞれの専修等に関する別表 2 から別表 19 までにより履修するものとする。なお、卒業研究の履修の方法等は、別に定める。

(成績評価基準の明示等)

**第 9 条** 授業の方法、内容及び計画並びに学修の成果に係る評価の基準は、あらか

じめシラバスに明示するものとする。

2 卒業の認定の基準は、あらかじめ履修案内に明示するものとする。

3 学修の成果に係る評価及び卒業の認定は、第1項及び第2項の基準にしたがって適切に行う。

(単位の算定)

**第10条** 授業科目の単位は、単位修得の認定に関する規則第3条に基づき、授業の事前準備学修及び事後展開学修を含めた45時間の学修をもって1単位とし、授業の方法、教育効果等を考慮して授業科目ごとに算定する。

(履修登録)

**第11条** 学生は履修案内、シラバス及び時間割表で履修条件等を確認し、履修登録期間内に授業科目の履修登録をしなければならない。

2 前項の手続を経ない授業科目は、履修し、及び試験を受けることができない。

3 既に単位を修得した授業科目は、原則として再履修することができない。

(履修科目の登録の上限等)

**第12条** 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が連続する2学期(第1学期及び第2学期又は第3学期及び第4学期を指す。)に履修科目として登録することができる単位数の上限等は別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第13条** 学則第43条の規定に基づき入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、別に定める書類により、所定の期日までに学部長へ願い出なければならない。

2 前項の規定に基づき願い出があった場合は、当該事項を担当する委員会等の審査を経て学部長が認定し、卒業に必要な単位とする。

3 前項の規定により認定できる単位数は、学則第41条第1項及び第42条第1項の規定に基づき認定する単位と合わせて60単位までとする。ただし、学則第53条及び第55条に規定する編入学及び再入学の場合を除く。

(編入学生の入学前の既修得単位等の認定)

**第14条** 編入学生の入学前の既修得単位等の認定については、別に定める。

(放送大学にて開講される科目の単位の認定)

**第15条** 国立大学法人埼玉大学における「放送大学との単位互換」に関する規則に基づき、放送大学授業科目の修得単位を卒業要件単位に含めることについては、別に定める。

(教育実習の履修特例)

**第16条** 教育実習の履修に際し、病気・障害等のため、履修継続又は単位修得が

著しく困難となった場合は、当該学生からの願い出に基づき卒業に要する教育実習の単位に替えて専門科目の履修特例を認めることがある。

- 2 教育実習の履修特例を認められた学生は、卒業に要する専門科目の単位として、指導教員の指導と承認を受け、教職専門科目と教職実践演習を除く専門科目の中から、応用実習Ⅰに替える単位として4単位を新たに修得しなければならない。

(指定保育士養成施設)

**第17条** 学校教育教員養成課程乳幼児教育コースを児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設(以下「指定保育士養成施設」という。)とする。

- 2 指定保育士養成施設に関する事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

**第18条** 教員の免許状の授与を受ける所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 教育学部においては、次の教育職員免許状の種類及び教科の申請要件を満たすことができる。

課 程	免許状の種類	教科(特別支援教育領域)
学校教育教員養成課程	幼稚園教諭1種免許状	
	小学校教諭1種免許状	
	中学校教諭1種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、技術、英語
	高等学校教諭1種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語
	特別支援学校教諭1種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
養護教諭養成課程	養護教諭1種免許状	
	中学校教諭1種免許状	保健
	高等学校教諭1種免許状	保健

(学芸員)

**第19条** 学芸員の資格に必要な科目を修得しようとする者は、博物館法(昭和26年法律第285号)及び博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)に定める所定の単位を修得するものとする。

(雑則)

**第20条** この規程施行のために必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。  
ただし、編入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

## 附 則（平成17. 3. 31 16規則229）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。  
ただし、編入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

## 附 則（平成18. 4. 1 18規則95）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。  
ただし、編入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

## 附 則（平成19. 4. 1 19規則51）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度入学者から適用する。  
ただし、第11条に定める教育実習の履修特例は平成19年度在学者から適用し、また、編入学者、再入学者及び転学部者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

## 附 則（平成20. 1. 24 19規則90）

この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

## 附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

## 附 則（平成20. 4. 1 20規則36）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則（平成21. 4. 1 21規則20）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。  
ただし、編入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

## 附 則（平成22. 4. 1 22規則29）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学者から適用する。  
ただし、編入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。

- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

**附 則**（平成23. 2. 24 22規則69）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学者から適用する。ただし、編入学者、再入学者及び転学部者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表12中「理科教授学習論」及び「理科学習評価論」並びに別表20中「基礎実習Ⅰ」及び「応用実習（中学校）」の定めについては、平成22年度入学者から適用する。

**附 則**（平成23. 7. 22 23規則5）

この規程は、平成23年7月22日から施行し、平成19年度入学者から適用する。

**附 則**（平成24. 2. 17 23規則19）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。
- 2 編入学者、再入学者及び転学部者については、当該年次の規程による。ただし、転学部者を除き、学芸員の資格に必要な科目の修得については、この限りでない。
- 3 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

**附 則**（平成25. 3. 4 24規則78）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。ただし、編入学者、再入学者及び転学部者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表2中「教養化学」、「科学史」、「科学哲学」、「宗教と出会う」及び「科学技術と出会う」の各授業科目の規定については、平成23年度入学者から、「政治史特講」については、平成24年度入学者から適用する。

**附 則**（平成26. 2. 14 25規則62）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学者から適用する。
- 2 編入学者、再入学者及び転学部者については、当該年次の規程による。ただし、改正後の第10条の規程については、この限りでない。
- 3 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第10条の規程については、この限りでない。

**附 則**（平成27. 3. 19 26規則126）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。ただし、編入学者、再入学者及び転学部者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例に

よる。ただし、別表 1 中「イタリア語Ⅱ a（講読）」「イタリア語Ⅱ b（講読）」「スペイン語Ⅱ a（講読）」「スペイン語Ⅱ b（講読）」の各授業科目については、平成24年度入学者から、別表 2 中「宗教学概説」、「地理学概説」、「社会学概説」、「心理学入門」、「精神保健学」、「農学入門」、「異なる文化と出会う」、「有機農業と自然と社会」、「政治と出会う・大学と出会う 3」及び「現代信仰論・大学と出会う 4」の各授業科目については、平成23年度入学者から適用する。

**附 則（平成28. 3. 18 27規則91）**

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。
- 2 編入学者、再入学者及び転学部者については、当該年次の規程による。ただし、改正後の第10条の規程については、この限りでない。
- 3 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第10条の規程については、この限りでない。

**附 則（平成28. 10. 7 28規則12）**

- 1 この規程は、平成28年10月7日から施行し、平成28年度入学者から適用する。ただし、編入学者、再入学者及び転学部者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、平成28年3月31日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

**附 則（平成29. 4. 14 29規則1）**

- 1 この規程は、平成29年4月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 編入学者、再入学者及び転学部者については、第1項の規定にかかわらず、当該年次の規程による。
- 3 この規程施行の際、平成29年3月31日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

**附 則（平成29. 12. 22 29規則36）**

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学者から適用する。
- 2 編入学者、再入学者及び転学部者については、第1項の規定にかかわらず、当該年次の規程による。
- 3 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表 9 中「社会科特講 A」、「社会科特講 B」、「社会科特講 C」、「社会科特講 D」、「社会科特講 E」、「社会科特講 F」、「社会科特講 G」の各授業科目については、平成27年度入学者から適用する。

**附 則（平成31. 3. 7 30規則35）**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則（平成31. 3. 14 30規則38）**

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学者から適用する。
- 2 編入学者、再入学者及び転学部者については、前項の規定にかかわらず、当該年次の規程による。
- 3 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

**附 則（令和2.3.4 元規則60）**

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度入学者から適用する。
- 2 編入学者、再入学者及び転学部者については、前項の規定にかかわらず、当該年次の規程による。
- 3 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

**附 則（令和3.3.5 2規則40）**

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学者から適用する。
- 2 編入学者、再入学者及び転学部者については、前項の規定にかかわらず、当該年次の規程による。
- 3 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

**附 則（令和4.3.4 3規則31）**

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学者から適用する。
- 2 編入学者、再入学者及び転学部者については、前項の規定にかかわらず、当該年次の規程による。
- 3 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

**附 則（令和5.3.3 4規則51）**

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学者から適用する。
- 2 編入学者、再入学者及び転学部者については、前項の規定にかかわらず、当該年次の規程による。
- 3 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。



別表1 教養・スキル・リテラシー科目

- ① 教養・スキル・リテラシー科目として、英語Ⅰ4単位、英語Ⅱ4単位、「市民と憲法」2単位、「情報基礎」2単位、「スポーツ実技」2単位を含む合計18単位を修得しなければならない。
- ② 外国人留学生は、英語Ⅰ4単位、英語Ⅱ4単位の代わりに日本語Ⅰ4単位、日本語Ⅱ4単位の合計8単位を修得することで英語8単位の修得に代えることができる。
- 選択科目4単位のうち、2単位以上は「スポーツ実技」を除く学際領域科目群、AL科目群から修得しなければならない。

英語スキル教育科目群		
授業科目名	単位数	
英語Ⅰ (General English Skills 1a)	1単位科目	
英語Ⅰ (General English Skills 1b)		
英語Ⅰ (General English Skills 1c)		
英語Ⅰ (General English Skills 1d)		
英語Ⅱ (Academic English Skills 2a)		
英語Ⅱ (Academic English Skills 2b)		
英語Ⅱ (Academic English Skills 2c)		
英語Ⅱ (Academic English Skills 2d)		
英語Ⅰ (English for Specific Purposes 1a)		
英語Ⅰ (English for Specific Purposes 1b)		
英語Ⅱ (English for Specific Purposes 2a)		
英語Ⅱ (English for Specific Purposes 2b)		
英語Ⅰ (Academic Communication Skills 1a)		
英語Ⅰ (Academic Communication Skills 1b)		
英語Ⅱ (Academic Communication Skills 2a)		
英語Ⅱ (Academic Communication Skills 2b)		
英語Ⅰ (Academic Essay Writing 1a)		
英語Ⅰ (Academic Essay Writing 1b)		
英語Ⅱ (Academic Essay Writing 2a)		
英語Ⅱ (Academic Essay Writing 2b)		
英語Ⅰ (Basic English 1a)		
英語Ⅰ (Basic English 1b)		
英語Ⅱ (Basic English 2a)		
英語Ⅱ (Basic English 2b)		
外国語教育科目群		
授業科目名		単位数
ドイツ語Ⅰa(文法)	1単位科目	
ドイツ語Ⅰb(文法)		
ドイツ語Ⅰa(運用)		
ドイツ語Ⅰb(運用)		
ドイツ語Ⅱa(講読)		
ドイツ語Ⅱb(講読)		
ドイツ語Ⅱa(表現)		
ドイツ語Ⅱb(表現)		
フランス語Ⅰa(文法)		
フランス語Ⅰb(文法)		
フランス語Ⅰa(運用)		
フランス語Ⅰb(運用)		
フランス語Ⅱa(講読)		
フランス語Ⅱb(講読)		
フランス語Ⅱa(表現)		
フランス語Ⅱb(表現)		
中国語Ⅰa(文法)		
中国語Ⅰb(文法)		
中国語Ⅰa(運用)		
中国語Ⅰb(運用)		
中国語Ⅱa(講読)		
中国語Ⅱb(講読)		
中国語Ⅱa(表現)		
中国語Ⅱb(表現)		

授 業 科 目 名	単位数
ロシア語 I a(文法)	1単位科目
ロシア語 I b(文法)	
ロシア語 I a(運用)	
ロシア語 I b(運用)	
ロシア語 II a(講読)	
ロシア語 II b(講読)	
ロシア語 II a(表現)	
ロシア語 II b(表現)	
韓国語 I a(文法)	
韓国語 I b(文法)	
韓国語 I a(運用)	
韓国語 I b(運用)	
韓国語 II a(講読)	
韓国語 II b(講読)	
韓国語 II a(表現)	
韓国語 II b(表現)	
イタリア語 I a(文法)	
イタリア語 I b(文法)	
イタリア語 I a(運用)	
イタリア語 I b(運用)	
イタリア語 II a(講読)	
イタリア語 II b(講読)	
イタリア語 II a(表現)	
イタリア語 II b(表現)	
スペイン語 I a(文法)	
スペイン語 I b(文法)	
スペイン語 I a(運用)	
スペイン語 I b(運用)	
スペイン語 II a(講読)	
スペイン語 II b(講読)	
スペイン語 II a(表現)	
スペイン語 II b(表現)	
日本語 I a(読解)	
日本語 I b(読解)	
日本語 I a(作文)	
日本語 I b(作文)	
日本語 II a(聴解)	
日本語 II b(聴解)	
日本語 II a(文章作成)	
日本語 II b(文章作成)	

(1)以下の授業科目(4科目6単位)は必ず履修しなければならない。

科 目 群	授 業 科 目 名	単 位
社会科学科目群	市民と憲法	2単位
学際領域科目群	スポーツ実技	1単位を2科目分
学部基盤科目群	情報基礎	2単位

※「情報基礎」のクラス分けや時間帯については、シラバス等で確認すること。

(2)以下の授業科目の中から、4単位以上(そのうち、学際領域科目群又はAL科目群から2単位以上)を履修しなければならない。

科 目 群	授 業 科 目 名	単 位
学際領域科目群	地域創生を考えるa	1単位
	地域創生を考えるb	
	プログラミング入門	
	SDGsの基礎知識	
	ジェンダー論入門	
	ダイバーシティ論入門	
	農学入門	
	開発援助における環境	
	パーソナルファイナンス論	
	知的財産概説	
	「戦争の記憶・平和の思想」と出会う	

	NGOと出会う 科学技術と出会う SDGsと出会う 死のデユナミスと生のエネルギー テキストマイニング入門 フェミニスト経済学 有機農業と自然と社会Ⅰ 有機農業と自然と社会Ⅱ 地域金融×地域創生入門	2単位
AL科目群※	AL1(※)	1単位
	AL2(※)	2単位
人文学科目群	哲学概説 宗教学概説 論理学概説 表象論概説 美学概説 芸術概説 考古学概説 日本史概説 東洋史概説 西洋史概説 文化人類学概説 言語学概説 日本文学・文化概説 アジア文学・文化概説 欧米文学・文化概説 ことばと文化 身体・スポーツ文化論入門	2単位
社会科学科目群	政治学概説 国際関係論概説 開発協力概論 開発と援助の潮流 法学概説 経済学概説 経営学概説 会計学概説 地理学概説 社会学概説 心理学入門 現代教育論 現代発達科学入門 教育臨床学入門 統計学入門	2単位
自然科学科目群	教養数学Ⅰ 教養数学Ⅱ 教養物理学 教養化学 教養分子生物学 教養生物学 科学で探る地球 工学と社会(機械工学系) 工学と社会(電気電子物理工学系) 工学と社会(情報系) 工学と社会(応用化学系) 工学と社会(環境社会デザイン系) 生活と技術 精神保健学 健康科学	2単位

※AL1、AL2の科目は(※)内の副題が異なればそれぞれ履修可能。

**「別表2～19」に共通する凡例**

(1)単位の表記は次のような内容を表す。

- ①、② ----- 連続する2学期で1単位、連続する2学期で2単位
- \*① ----- 第1学期、第2学期、第3学期、第4学期、各学期で1単位
- 2、4 ----- 1～4学期(通年)2単位、1～4学期(通年)4単位
- ( ) ( ) ----- 指定されたいずれかの学年で履修可

(2)年度が異なって開講される「演習」、「実験」、「実技」、「特講にあたる授業科目」は、重複して履修することができ、かつ重複して修得した単位は「選択科目」として認められる。ただし、授業科目によっては重複履修が認められない場合がある。

(3)教免法上の科目欄の記号については別表19に続く別紙参照。

**別表2: 学校教育教員養成課程／小学校コース  
の各専修・分野に共通する科目**

①小学校コースに属する者は、下の表の「教職専門科目」46単位、「教職実践演習」2単位、「初等教科専門科目」10単位、および「介護体験」1単位が必修となるので、全てを修得すること。なお、「教職専門科目」とは、下の表の「初等教科専門科目」、「教職実践演習」、「介護体験」以外の科目を指す。

②その他の科目については、別表1「教養・スキル・リテラシー科目」、別表4～15において各専修・分野ごとに定められた「専修専門科目」一覧と「卒業研究」、及び別表19の「学部共通科目」(「教職キャリア科目」を含む)などを参照すること。

③副免許状として小学校教員免許状を取得する場合は、「Ⅲ. 規程に関する細則等」の「(7)副免許状取得にあたっての科目の履修について」を参照すること。

**[教職専門科目・教職実践演習・初等教科専門科目・介護体験]**

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目
教職概説	教職入門Ⅰ	②				全科目46単位必修	B
〃	教職入門Ⅱ		①				B
教育学	教育学概説A(本質)	②					A
〃	教育学概説B(制度)	②					C
〃	教育方法・課程論		②				F・K
〃	ICT活用の理論と実践	*①					L
〃	道徳教育論		②				G
〃	特別活動論	*①					J
教育心理学	教育心理学概説	②					D
〃	生徒・進路指導論		②				M・O
〃	教育相談		②				N
総合的な学習	総合的な学習指導法	*①					I
特別支援教育	特別支援教育基礎論			*①			E
教科指導法	初等国語科指導法		②				Y
〃	初等社会科指導法		②				Y
〃	算数科指導法		②				Y
〃	初等理科指導法		②				Y
〃	初等音楽科指導法		②				Y
〃	図画工作科指導法		②				Y
〃	初等体育科指導法		②				Y
〃	初等家庭科指導法		②				Y
〃	生活科指導法		②				Y
〃	初等英語科指導法		②				Y
教育実習	基礎実習		1				P
〃	応用実習Ⅰ			4		P	
教職実践演習	教職実践演習(小・中・高)				②	必修	Q
初等教科専門科目	初等国語科概説	*①				全科目10単位必修 ※ 初等音楽科概説は、A～Dのうち、 クラス指定された授業1科目を履修 すること	X
〃	初等社会科概説	*①					X
〃	算数科概説	*①					X
〃	初等理科概説	*①					X
〃	初等音楽科概説(A～D)	*①					X
〃	図画工作科概説	*①					X
〃	初等体育科概説	*①					X
〃	初等家庭科概説	*①					X
〃	生活科概説	*①					X
〃	初等英語科概説	*①					X
介護体験	介護体験実地		1			必修	

別表3: 学校教育教員養成課程／中学校コース  
の各専修・分野に共通する科目、および各教科の指導法科目

- ①中学校コースの各専修・分野に属する者は、次の表にある教職専門科目34単位(必修26単位、各教科の指導法8単位)、「教職実践演習」2単位、および「介護体験」1単位が必修となるので、全てを修得すること。なお、「教職専門科目」とは、次の表の「教職実践演習」、「介護体験」以外の科目を指す。
- ②各教科の指導法については、自分の所属する専修・分野に関する科目の指導法A～Dの4科目8単位を修得すること。たとえば、国語分野に所属する者は「国語科指導法A～D」が必修である。
- ③社会専修に属する者については、「中等社会科指導法A(地理歴史科)」、「中等社会科指導法B(地理歴史科)」、「中等社会科指導法A(公民科)」、「中等社会科指導法B(公民科)」が必修である。
- ④その他の科目については、別表1「教養・スキル・リテラシー科目」、別表6～15において各専修・分野ごとに定められた「中等教育専門科目」一覧と「卒業研究」、及び別表19の「学部共通科目」(「教職キャリア科目」を含む)などを参照すること。
- ⑤副免許として中学校・高等学校の各教科の教員免許状を取得する場合は、次の表に載せられた、該当する科目に関する中学校コースの授業科目を修得し、また、別表6～15のうちの該当する部分を参照して必要な科目を修得すること。詳細については、「Ⅲ. 規程に関する細則等」の「(7)副免許状取得にあたっての科目の履修について」を参照すること。

「教職専門科目・教職実践演習・介護体験」

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教員法上の科目
教職概説	教職入門Ⅰ	②				全科目26単位必修	B
〃	教職入門Ⅱ		①				B
教育学	教育学概説A(本質)	②					A
〃	教育学概説B(制度)	②					C
〃	教育方法・課程論		②				F・K
〃	ICT活用の理論と実践	*①					L
〃	道徳教育論		②				G(高Z)
〃	特別活動論	*①					J
教育心理学	教育心理学概説	②					D
〃	生徒・進路指導論		②				M・O
〃	教育相談		②				N
総合的な学習	総合的な学習指導法	*①					I
特別支援教育	特別支援教育基礎論			*①			E
教育実習	基礎実習		1				P
〃	応用実習Ⅰ			4			P
教科指導法	中等国語科指導法A		②				Y
〃	中等国語科指導法B		②				Y
〃	中等国語科指導法C		②			Y	
〃	中等国語科指導法D			②		Y	
〃	中等社会科指導法A(地理歴史科)		②			Y	
〃	中等社会科指導法A(公民科)		②			Y	
〃	中等社会科指導法B(地理歴史科)		②			Y	
〃	中等社会科指導法B(公民科)		②			Y	
〃	中等数学科指導法A		②			Y	
〃	中等数学科指導法B		②			Y	
〃	中等数学科指導法C		②			Y	
〃	中等数学科指導法D			②		Y	
〃	中等理科指導法A		②			Y	
〃	中等理科指導法B		②			Y	
〃	中等理科指導法C		②			Y	
〃	中等理科指導法D			②		Y	
〃	中等音楽科指導法A		②			Y	
〃	中等音楽科指導法B		②			Y	
〃	中等音楽科指導法C		②			Y	
〃	中等音楽科指導法D		②			Y	
〃	中等美術科指導法A		②			Y	
〃	中等美術科指導法B		②			Y	
〃	中等美術科指導法C		②			Y	
〃	中等美術科指導法D		②			Y	
〃	中等保健体育科指導法A		②			Y	
〃	中等保健体育科指導法B		②			Y	
〃	中等保健体育科指導法C		②			Y	
〃	中等保健体育科指導法D			②		Y	
〃	中等家庭科指導法A	②				Y	
〃	中等家庭科指導法B		②			Y	
〃	中等家庭科指導法C		②			Y	
〃	中等家庭科指導法D			②		Y	
〃	中等技術科指導法A		②			Y	
〃	中等技術科指導法B		②			Y	
〃	中等技術科指導法C		②			Y	
〃	中等技術科指導法D			②		Y	
〃	中等英語科指導法A		②			Y	
〃	中等英語科指導法B		②			Y	
〃	中等英語科指導法C		②			Y	
〃	中等英語科指導法D		②			Y	
教職実践演習	教職実践演習(小・中・高)				②	必修	Q
介護体験	介護体験実地		1			必修	

自分の所属する専修・分野に関する科目の中等教科指導法科目A～Dの4科目8単位を修得すること。(社会専修の場合は、中等社会科指導法A(地理歴史科)、中等社会科指導法A(公民科)、中等社会科指導法B(地理歴史科)、中等社会科指導法B(公民科)の4科目8単位を修得すること。)

別表4:小学校コース/教育学専修

教育学専修の履修方法 主免許……小学校教諭1種免許状

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		7	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	2	46		
	教職実践演習	2	2		
	初等教科専門科目	2	10		
	専修専門科目	本表	6	8	本表の「専修専門科目」一覧中の、◎印の付いた5科目6単位を必修とし、それ以外から8単位以上、合計14単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	
	選択科目			23	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	2	1		
卒業研究	本表	4			
		合計124			

[専修専門科目]

科目	授 業 科 目	1年	2年	3年	4年	備 考	教免法上の科目	
教育学入門	◎教育学入門	②						
教育学演習	◎教育学演習Ⅰ(A~G)		①					
〃	◎教育学演習Ⅱ(A~G)		①					
〃	◎教育学演習Ⅲ(A~G)			①				
〃	◎教育学演習Ⅳ(A~G)			①				
教育学実習	社会教育実習			(②)	(②)			
〃	環境教育フィールド・スタディ	(②)	(②)	(②)	(②)		Z	
教育学概論	教育史概論		(②)	(②)	(②)		Z	
〃	ジェンダー教育学概論	(②)	(②)	(②)	(②)		Z	
〃	教育社会学概論		(②)	(②)	(②)			
〃	教育法学概論	(②)	(②)	(②)	(②)			
〃	教師教育学概論	(②)	(②)	(②)	(②)		Z	
〃	社会教育学概論A	(②)	(②)	(②)	(②)		Z	
〃	社会教育学概論B	(②)	(②)	(②)	(②)			
〃	環境教育概論	(②)	(②)	(②)	(②)			
教育学特講	教育史特講		(②)	(②)	(②)	隔年開講		
〃	ジェンダー教育学特講		(②)	(②)	(②)	隔年開講		
〃	教育社会学特講		(②)	(②)	(②)	隔年開講		
〃	教育法学特講		(②)	(②)	(②)	隔年開講		
〃	教師教育学特講		(②)	(②)	(②)	隔年開講		
〃	社会教育学特講A		(②)	(②)	(②)	隔年開講		
〃	社会教育学特講B		(②)	(②)	(②)	隔年開講		
		合計14単位以上を修得						

[卒業研究]

論 文	4単位
-----	-----

別表5:小学校コース/心理・教育実践学専修

心理・教育実践学専修の履修方法 主免許……小学校教諭1種免許状

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		7	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	2	46		
	教職実践演習	2	2		
	初等教科専門科目	2	10		
	専修専門科目	本表	2	16	本表の「専修専門科目」一覧中の、◎印の付いた2科目2単位を必修とし、また○印の付いたa科目群4科目4単位を修得するか、あるいはb科目群5科目5単位を修得すること。さらにその他の科目から、a科目群選択者は12単位以上、b科目群選択者は11単位以上を選択し、計18単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	
	選択科目			19	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	2	1		
卒業研究	本表	4			
合計124					

[専修専門科目]

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目
心理・教育実践学演習	◎心理・教育実践学入門Ⅰ		①				
〃	◎心理・教育実践学入門Ⅱ		①				
〃	○教育臨床演習ⅠA			①		a科目群	
〃	○教育臨床演習ⅠB			①			
〃	○教育臨床演習ⅡA				①	b科目群	
〃	○教育臨床演習ⅡB				①		
〃	○心理学演習ⅠA			①			
〃	○心理学演習ⅠB			①			
〃	○心理学演習ⅡA				①		
〃	○心理学演習ⅡB				①		
心理・教育実践学概論	教育における臨床の知	(2)	(2)	(2)	(2)		Z
〃	教材づくりと授業展開	(2)	(2)	(2)	(2)		Z
〃	学校・地域とカリキュラム編成	(2)	(2)	(2)	(2)		Z
〃	教師の成長と教師教育	(2)	(2)	(2)	(2)		Z
〃	メディアと学習支援	(2)	(2)	(2)	(2)		Z
〃	発達心理学概論	(2)	(2)	(2)	(2)		Z
〃	教育評価概論	(2)	(2)	(2)	(2)	隔年開講	
〃	カウンセリング概論	(2)	(2)	(2)	(2)		Z
心理・教育実践学特講	教授・学習システム論		(2)	(2)	(2)	隔年開講	
〃	授業分析と授業の構成		(2)	(2)	(2)	隔年開講	
〃	表現と教育実践		(2)	(2)	(2)	隔年開講	
〃	子ども問題と学校文化		(2)	(2)	(2)	隔年開講	
〃	総合学習の原理と方法		(2)	(2)	(2)	隔年開講	
〃	発達心理学概論特講		(2)	(2)	(2)	隔年開講	
〃	教育評価特講		(2)	(2)	(2)	隔年開講	
〃	カウンセリング特講		(2)	(2)	(2)	隔年開講	
〃	精神医学特講		(2)	(2)	(2)		
心理・教育実践学実習	○心理学実験Ⅰ		①			b科目群	
〃	フィールドワーク実習		(2)	(2)	(2)		
〃	心理カウンセリング実習		(2)	(2)	(2)		
合計18単位以上を修得							

[卒業研究]

論文	4単位
----	-----

別表6:小学校コース/言語文化専修/国語分野  
中学校コース/言語文化専修/国語分野

小学校コース・国語分野の履修方法 主免許……小学校教諭1種免許状

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	2	46		
	教職実践演習	2	2		
	初等教科専門科目	2	10		
	専修専門科目	本表	4	10	本表の「専修専門科目」一覧中のうち、a群・b群・c群・d群・e群の中から、群ごとに1科目ずつ(計10単位)を選択し、また「必修」と記された「漢文学特講Ⅰ」および「国語教育総合演習」2科目4単位、合計14単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	
	選択科目			23	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	2	1		
卒業研究	本表	4			
合計124					

中学校コース・国語分野の履修方法 主免許……中学校教諭1種免許状「国語」

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	3	34		
	教職実践演習	3	2		
	中等教科専門科目	本表	16	10	本表の「中等教科専門科目」一覧にある◎印の付いた8科目16単位を必修とし、それ以外から10単位以上を修得すること(但し、A群・B群・C群・D群から各1科目8単位以上)。計26単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	教科力向上科目以外から6単位以上を修得すること。
	選択科目			33	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	3	1		
	卒業研究	本表	4		
合計124					

副免許状の取得

※実際の履修に当たっては「Ⅲ. 規程に関する細則等」の「(7)副免許状取得にあたっての科目の履修について」に従うこと。

中学校コースの学生以外は「応用実習Ⅱ」や「応用実習(中学校)」を修得すること。

中学校 2種免許状 「国語」	本表の「中等教科専門科目」一覧にある「中学2種」欄の★1・★2・★3・★4の4群について、群ごとに1科目2単位ずつ(計8単位)、および☆の付いた「漢文学特講Ⅰ」2単位と合わせて、計10単位以上を修得すること。加えて、中等国語科指導演法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。
中学校 1種免許状 「国語」	本表の「中等教科専門科目」の履修方法に従い、計26単位以上を修得すること。加えて、中等国語科指導演法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。 ※ただし、小学校コース/言語文化専修/国語分野以外の者が、中学校教諭1種免許状を取得する場合は、複合領域の国語教育総合演習は修得の対象とはならない。
高等学校 1種免許状 「国語」	本表の「中等教科専門科目」の履修方法に従い、「書道」類科目を除いた中等教科専門科目の中から、26単位以上を修得すること。加えて、中等国語科指導演法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。 ※ただし、小学校コース/言語文化専修/国語分野以外の者が、高等学校教諭1種免許状を取得する場合は、複合領域の国語教育総合演習は修得の対象とはならない。



小学校コース用[専修専門科目]

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目
国語学	国語学概論	(2)	(2)	(2)	(2)	a群:いずれか1科目 隔年開講	X
"	国語史概説	(2)	(2)	(2)	(2)		X
"	国語学特講A	(2)	(2)	(2)	(2)		X
"	国語学特講B	(2)	(2)	(2)	(2)		X
国文学	国文学史概説A		2			b群:いずれか1科目	X
"	国文学史概説B			(2)	(2)		X
"	国文学概説A		2			b群:いずれか1科目	X
"	国文学概説B			(2)	(2)		X
"	古典文学特講A			(2)	(2)	c群:いずれか1科目	X
"	古典文学特講B			(2)	(2)		X
"	近代文学特講A			(2)	(2)	c群:いずれか1科目	X
"	近代文学特講B			(2)	(2)		X
漢文学	◎漢文学特講 I		2			必修	X
"	漢文学特講 II A		(2)	(2)	(2)	隔年開講	X
"	漢文学特講 II B		(2)	(2)	(2)		X
"	漢文学特講 II C		(2)	(2)	(2)		X
"	漢文学特講 II D		(2)	(2)	(2)		X
書道	書道(書写)A	(2)	(2)	(2)	(2)	d群:いずれか1科目以上選択	X
"	書道(書写)B	(2)	(2)	(2)	(2)		X
複合領域	国語教育基礎研究A		2			e群:いずれか1科目以上選択	
"	国語教育基礎研究B			2			
"	◎国語教育総合演習			2			必修
合計14単位以上を修得							

中学校コース用[中等教科専門科目]

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	中学2種	教免法上の科目
国語学	国語学概論	(2)	(2)	(2)	(2)	A群:いずれか1科目 以上選択 全て隔年開講	★1	X
"	国語史概説	(2)	(2)	(2)	(2)		★1	X
"	国語学特講A	(2)	(2)	(2)	(2)		★1	X
"	国語学特講B	(2)	(2)	(2)	(2)		★1	X
国文学	◎国文学史概説A		2				★2	X
"	国文学史概説B			(2)	(2)			X
"	◎国文学概説A		2				★2	X
"	国文学概説B			(2)	(2)			X
"	◎古典文学特講A		(2)	(2)	(2)		★3	X
"	◎古典文学特講B			(2)	(2)			X
"	◎近代文学特講A		(2)	(2)	(2)		★3	X
"	◎近代文学特講B			(2)	(2)			X
漢文学	◎漢文学特講 I	2					☆	X
"	漢文学特講 II A		(2)	(2)	(2)	B群:いずれか1科目 以上選択 全て隔年開講		X
"	漢文学特講 II B		(2)	(2)	(2)			X
"	漢文学特講 II C		(2)	(2)	(2)			X
"	漢文学特講 II D		(2)	(2)	(2)			X
書道	書道(書写)A	(2)	(2)	(2)	(2)	C群:いずれか1科目以上選択	★4	X
"	書道(書写)B	(2)	(2)	(2)	(2)		★4	X
複合領域	国語教育基礎研究A		2			D群:いずれか1科目以上選択		Z
"	国語教育基礎研究B			2				Z
"	◎国語教育総合演習			2			国語分野の学生のみ	
合計26単位以上を修得								

[卒業研究]

論文	4単位
----	-----

別表7:小学校コース/言語文化専修/英語分野  
中学校コース/言語文化専修/英語分野

小学校コース・英語分野の履修方法 主免許……小学校教諭1種免許状

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	2	46		
	教職実践演習	2	2		
	初等教科専門科目	2	10		
	専修専門科目	本表	10	4	本表の「専修専門科目」一覧中から、◎印5科目10単位、およびA群・B群の中から各々2単位、合計14単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	
	選択科目			23	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	2	1		
卒業研究	本表	4			
合計124					

中学校コース・英語分野の履修方法 主免許……中学校教諭1種免許状「英語」

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	3	34		
	教職実践演習	3	2		
	中等教科専門科目	本表	18	8	本表の「中等教科専門科目」一覧の中から◎印9科目18単位を必修とし、その他に8単位以上、合計26単位を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	教科力向上科目以外から6単位以上を修得すること。
	選択科目			33	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	3	1		
卒業研究	本表	4			
合計124					

副免許状の取得

※実際の履修に当たっては「Ⅲ. 規程に関する細則等」の「(7)副免許状取得にあたっての科目の履修について」に従うこと。

中学校コースの学生以外は「応用実習Ⅱ」や「応用実習(中学校)」を修得すること。

中学校2種免許状「英語」	本表の「中等教科専門科目」一覧にある「中学2種」欄の中の☆印の付いた10単位、およびA群・B群の中から各々2単位ずつ、計14単位以上を修得すること。加えて、中等英語科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。
中学校1種免許状「英語」	本表の「中等教科専門科目」の履修方法に従い、計26単位以上を修得すること。加えて、中等英語科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。
高等学校1種免許状「英語」	本表の「中等教科専門科目」の履修方法に従い、計26単位以上を修得すること。加えて、中等英語科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。

小学校コース用〔専修専門科目〕

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目
英語文学	◎英語文学講読A		(2)	(2)			X
〃	◎英語文学講読B		(2)	(2)			X
科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目
英語学	◎英文法概説A	(2)					X
〃	◎英文法概説B	(2)					X
〃	英語音声学A	(2)	(2)			隔年開講	X
〃	英語音声学B	(2)	(2)			隔年開講	X
〃	現代英語	(2)	(2)				X
英語コミュニケーション	英会話 I A	(2)	(2)			A群	X
〃	英会話 I B	(2)	(2)				X
〃	英会話 II A		(2)	(2)	(2)		X
〃	英会話 II B		(2)	(2)	(2)		X
〃	英作文 I A		(2)			B群	X
〃	英作文 I B		(2)				X
〃	英作文 II			(2)	(2)		X
異文化理解	◎英米事情			(2)			X
		合計14単位以上を修得					

中学校コース用〔中等教科専門科目〕

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	中学2種	教免法上の科目
英語文学	◎英語文学講読A		(2)				☆	X
〃	◎英語文学講読B		(2)				☆	X
〃	英語文学史A			(2)	(2)	隔年開講		X
〃	英語文学史B			(2)	(2)	隔年開講		X
〃	英語文学演習 I A			(1)		特別研究 I Aに該当		X
〃	英語文学演習 I B			(1)		特別研究 I Bに該当		X
〃	英語文学演習 II A				(1)	特別研究 II Aに該当		X
〃	英語文学演習 II B				(1)	特別研究 II Bに該当		X
英語学	◎英文法概説A	(2)					☆	X
〃	◎英文法概説B	(2)					☆	X
〃	英語音声学A	(2)	(2)			隔年開講		X
〃	英語音声学B	(2)	(2)			隔年開講		X
〃	英語学概論A		(2)	(2)		隔年開講		X
〃	英語学概論B		(2)	(2)		隔年開講		X
〃	英語学演習 I A			(1)		特別研究 I Aに該当		X
〃	英語学演習 I B			(1)		特別研究 I Bに該当		X
〃	英語学演習 II A				(1)	特別研究 II Aに該当		X
〃	英語学演習 II B				(1)	特別研究 II Bに該当		X
〃	現代英語	(2)	(2)					X
〃	応用言語学演習 I A			(1)		特別研究 I Aに該当		X
〃	応用言語学演習 I B			(1)		特別研究 I Bに該当		X
〃	応用言語学演習 II A				(1)	特別研究 II Aに該当		X
〃	応用言語学演習 II B				(1)	特別研究 II Bに該当		X
英語コミュニケーション	◎英会話 I A	(2)					A群	X
〃	◎英会話 I B	(2)						X
〃	英会話 II A		(2)					X
〃	英会話 II B		(2)					X
〃	◎英作文 I A		(2)				B群	X
〃	◎英作文 I B		(2)					X
〃	英作文 II			(2)				X
異文化理解	◎英米事情			(2)			☆	X
		合計26単位以上を修得						

〔卒業研究〕

		1年	2年	3年	4年	
特別研究	特別研究 I A			(1)		原則として、3・4年次にわたって履修しなければならない。
〃	特別研究 I B			(1)		
〃	特別研究 II A				(1)	
〃	特別研究 II B				(1)	
論文	論文				4	特別研究で履修する場合以外
計		4単位				

別表8:小学校コース/社会専修  
中学校コース/社会専修

小学校コース・社会専修の履修方法 主免許……小学校教諭1種免許状

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	2	46		
	教職実践演習	2	2		
	初等教科専門科目	2	10		
	専修専門科目	本表	12	2	本表の「専修専門科目」一覧中の、○印の付いた6科目12単位を必修とし、それ以外から2単位、計14単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	
	選択科目			23	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	2	1		
卒業研究	本表	4			
		合計124			

中学校コース・社会専修の履修方法 主免許……中学校教諭1種免許状「社会」

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	3	34		
	教職実践演習	3	2		
	中等教科専門科目	本表	12	14	本表の「中等教科専門科目」中の、◎印の付いた6科目12単位を必修とし、それ以外から14単位、計26単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	教科力向上科目以外から6単位以上を修得すること。
	選択科目			33	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	3	1		
	卒業研究	本表	4		
		合計124			

副免許状の取得

※実際の履修に当たっては「Ⅲ. 規程に関する細則等」の「(7)副免許状取得にあたっての科目の履修について」に従うこと。

中学校コースの学生以外は「応用実習Ⅱ」や「応用実習(中学校)」を修得すること。

中学校 2種免許状 「社会」	本表の「中等教科専門科目」一覧にある「中学2種」欄のうち、☆印の付いた6科目12単位を必修とし、それ以外から2単位、計14単位以上を修得すること。加えて、中等社会科指導法A(地理歴史科)、中等社会科指導法B(地理歴史科)、中等社会科指導法A(公民科)、中等社会科指導法B(公民科)の計8単位を修得すること。
中学校 1種免許状 「社会」	本表の「中等教科専門科目」の履修方法に従い、計26単位以上を修得すること。ただし、A群とB群で計20単位以上を修得すること。加えて、中等社会科指導法A(地理歴史科)、中等社会科指導法B(地理歴史科)、中等社会科指導法A(公民科)、中等社会科指導法B(公民科)の計8単位を修得すること。
高等学校 1種免許状 「地理歴史」	A群及びC群科目の中から計26単位以上を修得すること。ただし、そのうち20単位以上は一覧中のA群に属する授業科目の中から修得しなければならない。かつA群中の「地誌学」、「自然地理学」、「人文地理学」及び◎のついた科目は必ず修得しなければならない。加えて、中等社会科指導法A(地理歴史科)、中等社会科指導法B(地理歴史科)、中等社会科指導法A(公民科)、中等社会科指導法B(公民科)の計8単位を修得すること。
高等学校 1種免許状 「公民」	B群及びC群科目の中から計26単位以上を修得すること。ただし、そのうち20単位以上は一覧中のB群に属する授業科目の中から修得しなければならない。かつB群中の◎のついた科目は必ず修得しなければならない。加えて、中等社会科指導法A(地理歴史科)、中等社会科指導法B(地理歴史科)、中等社会科指導法A(公民科)、中等社会科指導法B(公民科)の計8単位を修得すること。

小学校コース用〔専修専門科目〕

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目
A群	日本史	○日本史学概論	(2)	(2)			X
	〃	日本史学研究入門		②			X
	〃	日本史学特講A			(2)	(2)	隔年開講 X
	〃	日本史学特講B			(2)	(2)	隔年開講 X
	〃	日本史学特講C			(2)	(2)	隔年開講 X
	〃	日本史学調査実習			②		集中講義 X
	〃	日本史学演習			2		X
	外国史	○外国史概論	(2)	(2)			X
	〃	外国史研究入門		②			X
	〃	外国史特講A			(2)	(2)	X
	〃	外国史特講B			(2)	(2)	X
	〃	外国史特講C			(2)	(2)	隔年開講 X
	〃	外国史演習			2		X
	日本史及び外国史	歴史学基礎研究		②			X
	地理学	○地理学概論(地誌を含む。)	(2)	(2)			X
	〃	地誌学		(2)	(2)	(2)	X
	〃	自然地理学			(2)	(2)	いずれも隔年開講 ※高校地理歴史科の免許を取得する上で必修 X
	〃	人文地理学			(2)	(2)	X
	〃	地理学基礎研究		②			X
	〃	地理学研究入門		②			X
	〃	地理学特講A			(2)	(2)	隔年開講 X
	〃	地理学特講B			(2)	(2)	隔年開講 X
	〃	地理学特講C			(2)	(2)	隔年開講 X
	〃	地理学野外実習A			(2)	(2)	集中講義 X
	〃	地理学野外実習B			(2)	(2)	集中講義 X
	〃	地理学演習A			2		X
	〃	地理学演習B			2		X
	B群	法学	○法学概論		(2)	(2)	
〃		法学研究入門		②			X
〃		法学特講A			(2)	(2)	隔年開講 X
〃		法学特講B			(2)	(2)	隔年開講 X
〃		法学特講C			(2)	(2)	隔年開講 X
〃		法学演習			2		X
社会学		○社会学概論	(2)	(2)			X
〃		社会学研究入門		②			X
〃		社会学調査実習			(2)	(2)	集中講義 X
〃		社会学特講A			(2)	(2)	隔年開講 X
〃		社会学特講B			(2)	(2)	隔年開講 X
〃		社会学特講C			(2)	(2)	隔年開講 X
〃		社会学演習			2		X
倫理学		○倫理学概論		(2)	(2)		X
〃		倫理学研究入門		②			X
〃		倫理学特講A			(2)	(2)	隔年開講 X
〃		倫理学特講B			(2)	(2)	隔年開講 X
〃		倫理学特講C			(2)	(2)	隔年開講 X
〃		倫理学演習			2		X
人文・社会科学		人文・社会科学基礎研究		②			X
C群	社会科教育学	社会科教育学基礎研究		②			
	〃	社会科教育学研究入門		②			
	〃	社会科教育学演習A			(2)	(2)	
	〃	社会科教育学演習B			(2)	(2)	
	〃	社会科授業構成論			②		
	社会科特講	社会科特講A			(2)	(2)	隔年開講 X
	〃	社会科特講B			(2)	(2)	隔年開講 X
	〃	社会科特講C			(2)	(2)	隔年開講 X
	〃	社会科特講D			(2)	(2)	隔年開講 X
	〃	社会科特講E			(2)	(2)	隔年開講 X
〃	社会科特講F			(2)	(2)	隔年開講 X	
〃	社会科特講G			(2)	(2)	隔年開講 X	
		合計14単位以上を修得					

中学校コース用〔中等教科専門科目〕

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	中学2種	教免法上の科目	
A群	日本史	◎日本史学概論	(2)	(2)			☆	X	
	〃	日本史学研究入門		(2)				X	
	〃	日本史学特講A		(2)	(2)	(2)	隔年開講	X	
	〃	日本史学特講B		(2)	(2)	(2)	隔年開講	X	
	〃	日本史学特講C		(2)	(2)	(2)	隔年開講	X	
	〃	日本史学調査実習			(2)		集中講義	X	
	〃	日本史学演習			2			X	
	外国史	◎外国史概論	(2)	(2)				☆	X
	〃	外国史研究入門		(2)					X
	〃	外国史特講A			(2)	(2)			X
	〃	外国史特講B			(2)	(2)			X
	〃	外国史特講C			(2)	(2)	隔年開講		X
	〃	外国史演習			2				X
	日本史及び外国史	歴史学基礎研究		(2)					X
	地理学	◎地理学概論(地誌を含む。)	(2)	(2)				☆	X
	〃	地誌学		(2)	(2)	(2)			X
	〃	自然地理学		(2)	(2)	(2)	いずれも隔年開講 ※高校地理歴史科の免許を取得する上で必修		X
	〃	人文地理学		(2)	(2)	(2)			X
	〃	地理学基礎研究		(2)					X
	〃	地理学研究入門		(2)					X
	〃	地理学特講A		(2)	(2)	(2)	隔年開講		X
	〃	地理学特講B		(2)	(2)	(2)	隔年開講		X
	〃	地理学特講C		(2)	(2)	(2)	隔年開講		X
	〃	地理学野外実習A			(2)	(2)	集中講義		X
	〃	地理学野外実習B			(2)	(2)	集中講義		X
	〃	地理学演習A			2				X
〃	地理学演習B			2				X	
B群	法学	◎法学概論		(2)	(2)			☆	X
	〃	法学研究入門		(2)					X
	〃	法学特講A			(2)	(2)	隔年開講		X
	〃	法学特講B			(2)	(2)	隔年開講		X
	〃	法学特講C			(2)	(2)	隔年開講		X
	〃	法学演習			2				X
	社会学	◎社会学概論	(2)	(2)				☆	X
	〃	社会学研究入門		(2)					X
	〃	社会学調査実習			(2)	(2)	集中講義		X
	〃	社会学特講A			(2)	(2)	隔年開講		X
	〃	社会学特講B			(2)	(2)	隔年開講		X
	〃	社会学特講C			(2)	(2)	隔年開講		X
	〃	社会学演習			2				X
	倫理学	◎倫理学概論		(2)	(2)			☆	X
	〃	倫理学研究入門		(2)					X
	〃	倫理学特講A			(2)	(2)	隔年開講		X
〃	倫理学特講B			(2)	(2)	隔年開講		X	
〃	倫理学特講C			(2)	(2)	隔年開講		X	
〃	倫理学演習			2				X	
人文・社会科学	人文・社会科学基礎研究		(2)					X	
C群	社会科教育学	社会科教育学基礎研究		(2)				Z	
	〃	社会科教育学研究入門		(2)				Z	
	〃	社会科教育学演習A			(2)	(2)		Z	
	〃	社会科教育学演習B			(2)	(2)		Z	
	〃	社会科授業構成論			(2)			Z	
	社会科特講	社会科特講A			(2)	(2)	隔年開講	Z	
	〃	社会科特講B			(2)	(2)	隔年開講	Z	
	〃	社会科特講C			(2)	(2)	隔年開講	Z	
	〃	社会科特講D			(2)	(2)	隔年開講	Z	
	〃	社会科特講E			(2)	(2)	隔年開講	Z	
〃	社会科特講F			(2)	(2)	隔年開講	Z		
〃	社会科特講G			(2)	(2)	隔年開講	Z		
合計26単位以上を修得									

〔卒業研究〕

論文	4単位
----	-----

別表9:小学校コース／自然科学専修／算数分野  
中学校コース／自然科学専修／数学分野

小学校コース・算数分野の履修方法 主免許……小学校教諭1種免許状

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	2	46		
	教職実践演習	2	2		
	初等教科専門科目	2	10		
	専修専門科目	本表	10	4	本表の「専修専門科目」一覧中から、◎印の付いた5科目10単位を必修とし、およびそれ以外から4単位以上を修得し、計14単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	
	選択科目			23	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	2	1		
卒業研究	本表	4			
合計124					

中学校コース・数学分野の履修方法 主免許……中学校教諭1種免許状「数学」

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	3	34		
	教職実践演習	3	2		
	中等教科専門科目	本表	16	10	本表の「中等教科専門科目」一覧中から、◎印の付いた8科目16単位を必修とし、およびそれ以外から10単位以上、計26単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	教科力向上科目以外から6単位以上を修得すること。
	選択科目			33	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	3	1		
卒業研究	本表	4			
合計124					

副免許状の取得

※実際の履修に当たっては「Ⅲ. 規程に関する細則等」の「(7)副免許状取得にあたっての科目の履修について」に従うこと。

中学校コースの学生以外は「応用実習Ⅱ」や「応用実習(中学校)」を修得すること。

中学校 2種免許状 「数学」	本表の「中等教科専門科目」一覧にある「中学2種」欄の中の☆印の付いた8科目16単位を修得すること(全て必修)。加えて、中等数学科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。
中学校 1種免許状 「数学」	本表の「中等教科専門科目」の履修方法に従い、計26単位以上を修得すること。加えて、中等数学科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。
高等学校 1種免許状 「数学」	本表の「中等教科専門科目」の履修方法に従い、計26単位以上を修得すること。加えて、中等数学科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。

小学校コース用〔専修専門科目〕

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目
代数学	◎代数学A	②					X
〃	代数学B		②				X
〃	代数学C			②			X
〃	代数学研究			(2)	(2)	隔年開講	X
幾何学	◎幾何学A		②				X
〃	幾何学B	②					X
〃	幾何学C			②			X
〃	幾何学研究			(2)	(2)	隔年開講	X
解析学	◎解析学A	②					X
〃	解析学B	②					X
〃	解析学C			②			X
〃	解析学研究			(2)	(2)	隔年開講	X
数理科学	◎数理統計学		②				X
〃	数理科学		②				X
〃	数理科学研究			(2)	(2)	隔年開講	X
〃	◎情報数理		②				X
数学教育学	数学教育学研究A			(2)	(2)	隔年開講	
〃	数学教育学研究B			(2)	(2)	隔年開講	
		合計14単位以上を修得					

中学校コース用〔中等教科専門科目〕

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	中学2種の科目	教免法上の科目
代数学	◎代数学A	②					☆	X
〃	◎代数学B	②					☆	X
〃	代数学C		②					X
〃	代数学研究			(2)	(2)	隔年開講		X
幾何学	◎幾何学A	②					☆	X
〃	◎幾何学B	②					☆	X
〃	幾何学C		②					X
〃	幾何学研究			(2)	(2)	隔年開講		X
解析学	◎解析学A	②					☆	X
〃	◎解析学B	②					☆	X
〃	解析学C		②					X
〃	解析学研究			(2)	(2)	隔年開講		X
数理科学	◎数理統計学		②				☆	X
〃	数理科学		②					X
〃	数理科学研究			(2)	(2)	隔年開講		X
〃	◎情報数理		②				☆	X
数学教育学	数学教育学研究A			(2)	(2)	隔年開講		Z
〃	数学教育学研究B			(2)	(2)	隔年開講		Z
		合計26単位以上を修得						

〔卒業研究〕

		1年	2年	3年	4年	備考
特別研究	特別研究 I			①		3・4年次にわたって履修すること
〃	特別研究 II A				①	
〃	特別研究 II B				②	
〃	特別研究				4	〔特別研究 I・II A・II B〕で履修しない場合
論文	論文				4	特別研究で履修する場合以外
計		4単位				



別表10:小学校コース/自然科学専修/理科分野  
中学校コース/自然科学専修/理科分野

小学校コース・理科分野の履修方法 主免許……小学校教諭1種免許状

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	2	46		
	教職実践演習	2	2		
	初等教科専門科目	2	10		
	専修専門科目	本表	8	6	本表の「専修専門科目」一覧中から、◎印の付いた4科目8単位を必修とし、および○印の付いた4科目のうち3科目6単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	
	選択科目			23	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を
	介護体験	2	1		
卒業研究	本表	4			
		合計124			

中学校コース・理科分野の履修方法 主免許……中学校教諭1種免許状「理科」

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	3	34		
	教職実践演習	3	2		
	中等教科専門科目	本表	24	2	本表の「中等教科専門科目」一覧中の、◎印の付いた12科目24単位を必修とし、およびそれ以外から2単位以上、計26単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	教科力向上科目以外から6単位以上を修得すること。
	選択科目			33	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	3	1		
卒業研究	本表	4			
		合計124			

副免許状の取得

※実際の履修に当たっては「Ⅲ. 規程に関する細則等」の「(7)副免許状取得にあたっての科目の履修について」に従うこと。

中学校コースの学生以外は「応用実習Ⅱ」や「応用実習(中学校)」を修得すること。

中学校 2種免許状 「理科」	本表の「中等教科専門科目」一覧にある「中学2種」欄の中の☆印の付いた8科目16単位を修得すること(全て必修)。加えて、中等理科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。
中学校 1種免許状 「理科」	本表の「中等教科専門科目」の履修方法に従って、26単位以上を修得すること。加えて、中等理科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。
高等学校 1種免許状 「理科」	本表の「中等教科専門科目」の履修方法に従って、26単位以上を修得すること。加えて、別表4の「教職専門科目」等から必要な授業科目を修得すること。

小学校コース用〔専修専門科目〕

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目
物理学	◎物理学	(2)	(2)				X
〃	物理学演習			2			X
〃	○物理学実験		2				X
〃	力学		(2)	(2)		隔年開講	X
〃	電磁気学		(2)	(2)		隔年開講	X
〃	現代物理学		(2)	(2)			X
化学	◎化学	(2)	(2)				X
〃	化学演習			2			X
〃	○化学実験		2				X
〃	無機化学		(2)	(2)			X
〃	有機化学		(2)	(2)			X
生物学	◎生物学	(2)	(2)				X
〃	生物学演習			2			X
〃	○生物学実験		2				X
〃	動物学		(2)	(2)			X
地学	◎地学	(2)	(2)				X
〃	地学演習			2			X
〃	○地学実験		2				X
〃	地殻進化学		(2)	(2)			X
〃	天文学	(2)	(2)	(2)		隔年開講	X
理科総合	理科教授学習評価論		(2)	(2)			
		合計14単位以上を修得					

中学校コース用〔中等教科専門科目〕

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	中学2種の科目	教免法上の科目
物理学	◎物理学	②					☆	X
〃	◎物理学演習			2				X
〃	◎物理学実験		2				☆	X
〃	力学		(2)	(2)		隔年開講		X
〃	電磁気学		(2)	(2)		隔年開講		X
〃	現代物理学		(2)	(2)				X
化学	◎化学	②					☆	X
〃	◎化学演習			2				X
〃	◎化学実験		2				☆	X
〃	無機化学		(2)	(2)				X
〃	有機化学		(2)	(2)				X
生物学	◎生物学	②					☆	X
〃	◎生物学演習			2				X
〃	◎生物学実験		2				☆	X
〃	動物学		(2)	(2)				X
地学	◎地学	②					☆	X
〃	◎地学演習			2				X
〃	◎地学実験		2				☆	X
〃	地殻進化学		(2)	(2)				X
〃	天文学	(2)	(2)	(2)		隔年開講		X
理科総合	理科教授学習評価論		(2)	(2)				Z
		合計26単位以上を修得						

〔卒業研究〕

		1年	2年	3年	4年	備考
特別研究	特別研究Ⅰ			①		3・4年次にわたって履修しなければならない。
〃	特別研究Ⅱ				3	
計		4単位				

別表11:小学校コース/芸術専修/音楽分野  
中学校コース/芸術専修/音楽分野

小学校コース・音楽分野の履修方法 主免許……小学校教諭1種免許状

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	2	46		
	教職実践演習	2	2		
	初等教科専門科目	2	10		
	専修専門科目	本表	12	2	本表の「専修専門科目」一覧中の、◎印の付いた7科目12単位を必修とし、それ以外から2単位、計14単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	
	選択科目			23	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	2	1		
卒業研究	本表	4			
合計124					

中学校コース・音楽分野の履修方法 主免許……中学校教諭1種免許状「音楽」

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	3	34		
	教職実践演習	3	2		
	中等教科専門科目	本表	12	14	本表の「中等教科専門科目」一覧中の、◎印の付いた7科目12単位を必修とし、およびそれ以外から14単位以上、計26単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	教科力向上科目以外から6単位以上を修得すること。
	選択科目			33	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	3	1		
卒業研究	本表	4			
合計124					

副免許状の取得

※実際の履修に当たっては「Ⅲ. 規程に関する細則等」の「(7)副免許状取得にあたっての科目の履修について」に従うこと。

中学校コースの学生以外は「応用実習Ⅱ」や「応用実習(中学校)」を修得すること。

中学校 2種免許状 「音楽」	本表の「中等教科専門科目」一覧にある「中学2種」欄の☆印の付いた7科目12単位、および同欄に指定された科目の中から5科目6単位以上、計18単位以上を修得すること。加えて、中等音楽科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。
中学校 1種免許状 「音楽」	本表の「中等教科専門科目」の履修方法に従い、計26単位以上を修得すること。加えて、中等音楽科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。
高等学校 1種免許状 「音楽」	本表の「中等教科専門科目」の履修方法に従い、計26単位以上を修得すること。加えて、中等音楽科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。

小学校コース用〔専修専門科目〕

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目
ソルフェージュ	◎ソルフェージュ	(2)	(2)	(2)	(2)		X
声乐	合唱演習A	(1)	(1)	(1)	(1)	いずれか1科目以上選択	X
〃	合唱演習B	(1)	(1)	(1)	(1)		X
〃	声乐演習A	(1)	(1)	(1)	(1)	いずれか1科目以上選択	X
〃	声乐演習B	(1)	(1)	(1)	(1)		X
〃	◎声乐演習C(日本の伝統的な歌唱)	(1)	(1)	(1)	(1)		X
器楽	ピアノ演習A(伴奏を含む)	(1)	(1)	(1)	(1)	いずれか1科目以上選択	X
〃	ピアノ演習B(伴奏を含む)	(1)	(1)	(1)	(1)		X
〃	木管楽器演習A	(1)	(1)	(1)	(1)	いずれか1科目以上選択	X
〃	木管楽器演習B	(1)	(1)	(1)	(1)		X
〃	◎合奏	(2)	(2)	(2)	(2)		X
〃	◎器楽演習A(日本の伝統的な楽器)	(1)	(1)	(1)	(1)		X
〃	器楽演習B(金管楽器)	(1)	(1)	(1)	(1)	いずれか1科目以上選択	X
〃	器楽演習C(打楽器)	(1)	(1)	(1)	(1)		X
指揮法	◎指揮法概説 I		(2)	(2)	(2)		X
〃	指揮法概説 II		(2)	(2)	(2)		X
音楽史	◎西洋音楽史	(2)	(2)	(2)	(2)		X
〃	音楽民族学	(2)	(2)	(2)	(2)	いずれか1科目以上選択	X
〃	日本音楽史	(2)	(2)	(2)	(2)		X
音楽理論	◎作曲 I (編曲法を含む)	(2)	(2)	(2)	(2)		X
音楽教育学	音楽科教育研究		(1)	(1)	(1)		X
合計14単位以上を修得							

中学校コース用〔中等教科専門科目〕

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	中学2種	教免法上の科目
ソルフェージュ	◎ソルフェージュ	(2)	(2)	(2)	(2)		☆	X
声乐	合唱演習A	(1)	(1)	(1)	(1)	いずれか1科目以上選択	1科目以上	X
〃	合唱演習B	(1)	(1)	(1)	(1)		X	
〃	声乐演習A	(1)	(1)	(1)	(1)	いずれか1科目以上選択	1科目以上	X
〃	声乐演習B	(1)	(1)	(1)	(1)		X	
〃	◎声乐演習C(日本の伝統的な歌唱)	(1)	(1)	(1)	(1)		☆	X
器楽	ピアノ演習A(伴奏を含む)	(1)	(1)	(1)	(1)	いずれか1科目以上選択	1科目以上	X
〃	ピアノ演習B(伴奏を含む)	(1)	(1)	(1)	(1)		X	
〃	木管楽器演習A	(1)	(1)	(1)	(1)	いずれか1科目以上選択	1科目以上	X
〃	木管楽器演習B	(1)	(1)	(1)	(1)		X	
〃	◎合奏	(2)	(2)	(2)	(2)		☆	X
〃	◎器楽演習A(日本の伝統的な楽器)	(1)	(1)	(1)	(1)		☆	X
〃	器楽演習B(金管楽器)	(1)	(1)	(1)	(1)	いずれか1科目以上選択		X
〃	器楽演習C(打楽器)	(1)	(1)	(1)	(1)		X	
指揮法	◎指揮法概説 I		(2)	(2)	(2)		☆	X
〃	指揮法概説 II		(2)	(2)	(2)			X
音楽史	◎西洋音楽史	(2)	(2)	(2)	(2)		☆	X
〃	音楽民族学	(2)	(2)	(2)	(2)	いずれか1科目以上選択	1科目以上	X
〃	日本音楽史	(2)	(2)	(2)	(2)		X	
音楽理論	◎作曲 I (編曲法を含む)	(2)	(2)	(2)	(2)		☆	X
音楽教育学	音楽科教育研究		(1)	(1)	(1)			X
合計26単位以上を修得								

〔卒業研究〕

		1年	2年	3年	4年	備考
特別研究	特別研究 I			2		3～4年次にわたって履修しなければならない
〃	特別研究 II				2	
計		4単位				

別表12:小学校コース/芸術専修/図画工作分野  
中学校コース/芸術専修/美術分野

小学校コース・図画工作分野の履修方法 主免許……小学校教諭1種免許状

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	2	46		
	教職実践演習	2	2		
	初等教科専門科目	2	10		
	専修専門科目	本表	12	2	本表の「専修専門科目」一覧中の、◎印の付いた6科目12単位必修、および「美術理論A」、「美術理論B」から1科目2単位以上、計14単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	
	選択科目			23	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	2	1		
卒業研究	本表	4			
		合計124			

中学校コース・美術分野の履修方法 主免許……中学校教諭1種免許状「美術」

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	3	34		
	教職実践演習	3	2		
	中等教科専門科目	本表	24	2	本表の「中等教科専門科目」一覧中の、◎印の付いた12科目24単位を必修とし、その他の科目から1科目2単位以上、計26単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	教科力向上科目以外から6単位以上を修得すること。
	選択科目			33	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	3	1		
卒業研究	本表	4			
		合計124			

副免許状の取得

※実際の履修に当たっては「Ⅲ. 規程に関する細則等」の「(7)副免許状取得にあたっての科目の履修について」に従うこと。

中学校コースの学生以外は「応用実習Ⅱ」や「応用実習(中学校)」を修得すること。

中学校 2種免許状 「美術」	本表の「中等教科専門科目」一覧にある「中学2種」欄の中の☆印の付いた5科目10単位を修得すること(全て必修)。加えて、中等美術科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。
中学校 1種免許状 「美術」	本表の「中等教科専門科目」の履修方法に従い、計26単位以上を修得すること。加えて、中等美術科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。
高等学校 1種免許状 「美術」	本表の「中等教科専門科目」の履修方法に従い、「工芸」科目を除いた授業科目の中から計26単位以上を修得すること。加えて、中等美術科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。

### 小学校コース用〔専修専門科目〕

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目
絵画	◎絵画基礎実技Ⅰ(映像メディア表現を含む。)	2					X
〃	絵画基礎実技Ⅱ		2				X
〃	絵画研究A			(2)	(2)		X
〃	絵画研究B			(2)	(2)		X
彫刻	◎彫刻基礎実技Ⅰ	2					X
〃	彫刻基礎実技Ⅱ		2				X
〃	彫刻研究A			(2)	(2)		X
〃	彫刻研究B			(2)	(2)		X
デザイン	◎デザイン基礎実技Ⅰ(映像メディア表現を含む。)	2					X
〃	デザイン基礎実技Ⅱ(映像メディア表現を含む。)		2				X
〃	デザイン研究A(映像メディア表現を含む。)			(2)	(2)		X
〃	デザイン研究B(映像メディア表現を含む。)			(2)	(2)		X
工芸	◎工芸基礎実技Ⅰ	2					X
〃	工芸基礎実技Ⅱ		2				X
〃	工芸研究A			(2)	(2)		X
〃	工芸研究B			(2)	(2)		X
美術理論及び美術史	◎美術史概論(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	②					X
〃	日本美術史		(2)	(2)	(2)	隔年開講	X
〃	◎造形芸術学概論		②				X
〃	美術理論A		(2)	(2)	(2)		X
〃	美術理論B		(2)	(2)	(2)	※どちらか1科目以上選択	X
合計14単位以上を修得							

### 中学校コース用〔中等教科専門科目〕

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	中学2種	教免法上の科目
絵画	◎絵画基礎実技Ⅰ(映像メディア表現を含む。)	2					☆	X
〃	◎絵画基礎実技Ⅱ		2					X
〃	絵画研究A			(2)	(2)			X
〃	絵画研究B			(2)	(2)			X
彫刻	◎彫刻基礎実技Ⅰ	2					☆	X
〃	◎彫刻基礎実技Ⅱ		2					X
〃	彫刻研究A			(2)	(2)			X
〃	彫刻研究B			(2)	(2)			X
デザイン	◎デザイン基礎実技Ⅰ(映像メディア表現を含む。)	2					☆	X
〃	◎デザイン基礎実技Ⅱ(映像メディア表現を含む。)		2					X
〃	デザイン研究A(映像メディア表現を含む。)			(2)	(2)			X
〃	デザイン研究B(映像メディア表現を含む。)			(2)	(2)			X
工芸	◎工芸基礎実技Ⅰ	2					☆	X
〃	工芸基礎実技Ⅱ		2					X
〃	工芸研究A			(2)	(2)			X
〃	工芸研究B			(2)	(2)			X
美術理論及び美術史	◎美術史概論(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	②					☆	X
〃	◎日本美術史		(2)	(2)	(2)	隔年開講		X
〃	◎造形芸術学概論		②					X
〃	◎美術理論A		(2)	(2)	(2)			X
〃	◎美術理論B		(2)	(2)	(2)			X
合計26単位以上を修得								

### 〔卒業研究〕

		1年	2年	3年	4年	備考
特別研究	特別研究Ⅰ			2		3～4年次にわたって履修しなければならない
〃	特別研究Ⅱ				2	
論文	論文				4	特別研究で履修する場合以外は、いずれかについて4単位以上修得すること。
制作	制作				4	
計		4単位				

別表13:小学校コース/身体文化専修/体育分野  
中学校コース/身体文化専修/保健体育分野

小学校コース・体育分野の履修方法 主免許……小学校教諭1種免許状

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	2	46		
	教職実践演習	2	2		
	初等教科専門科目	2	10		
	専修専門科目	本表	12	2	本表の「専修専門科目」一覧中の、◎印の付いた8科目12単位を必修とし、およびそれ以外から2単位以上(ただし、○印から1単位以上を含むこと)、計14単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	
	選択科目			23	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	2	1		
卒業研究	本表	4			
		合計124			

中学校コース・保健体育分野の履修方法 主免許……中学校教諭1種免許状「保健体育」

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	3	34		
	教職実践演習	3	2		
	中等教科専門科目	本表	20	6	本表の「中等教科専門科目」一覧中の、◎印の付いた14科目20単位を必修とし、それ以外から6単位以上を修得し、計26単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	教科力向上科目以外から6単位以上を修得すること。
	選択科目			33	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	3	1		
卒業研究	本表	4			
		合計124			

副免許状の取得

※実際の履修に当たっては「Ⅲ. 規程に関する細則等」の「(7)副免許状取得にあたっての科目の履修について」に従うこと。

中学校コースの学生以外は「応用実習Ⅱ」や「応用実習(中学校)」を修得すること。

中学校2種免許状「保健体育」	本表の「専修専門科目」一覧にある「中学2種」欄の☆印8単位、およびA群より7科目7単位(ただし、「体づくり運動」・「器械運動」・「陸上競技」・「ダンス」・「武道」の5科目5単位を必修、「球技A～C」の中から2科目2単位を選択とする)、およびB群より2科目4単位の計19単位以上を修得すること。加えて、中等保健体育科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。
中学校1種免許状「保健体育」	本表の「中等教科専門科目」の履修方法に従い、計26単位以上を修得すること。加えて、中等保健体育科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。
高等学校1種免許状「保健体育」	本表の「中等教科専門科目」の履修方法に従い、計26単位以上を修得すること。加えて、中等保健体育科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。

小学校コース用[専修専門科目]

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	中学2種	教免法上の科目	
体育実技	◎体づくり運動		①				A群	X	
〃	◎器械運動	①						X	
〃	◎陸上競技	①						X	
〃	◎ダンス	①						X	
〃	○球技A	①						X	
〃	○球技B		①					X	
〃	○球技C		①					X	
〃	○武道		①					X	
〃	○シーズン・スポーツ(水泳・スキー)	①				集中講義		X	
体育原理	◎体育原論	(②)	(②)				B群	X	
〃	身体・スポーツ文化論		(②)	(②)	(②)			X	
〃	体育学演習			②				X	
体育心理学	◎体育心理学		(②)	(②)			B群	X	
〃	体育心理学実験			①				X	
〃	体育測定評価論			②				X	
体育社会学	○体育社会学			(②)	(②)		B群	X	
衛生学及び公衆衛生学	衛生学(公衆衛生学を含む。)			②			☆	X	
運動学	◎運動学(運動方法をを含む。)		②				☆	X	
〃	運動方法実践研究A			(②)	(②)			X	
〃	運動方法実践研究B			(②)	(②)			X	
学校保健	◎学校保健(学校安全・救急処置・小児保健・精神保健を含む。)			②			☆	X	
〃	発育発達論			(②)	(②)	隔年開講		X	
生理学	◎生理学(運動生理学を含む。)			②			☆	X	
〃	スポーツ医科学論			(②)	(②)	隔年開講		X	
		合計14単位以上を修得							

中学校コース用[中等教科専門科目]

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	中学2種	教免法上の科目	
体育実技	◎体づくり運動		①				A群	X	
〃	◎器械運動	①						X	
〃	◎陸上競技	①						X	
〃	◎ダンス	①						X	
〃	◎球技A	①						X	
〃	◎球技B		①					X	
〃	◎球技C		①					X	
〃	◎武道		①					X	
〃	シーズン・スポーツ(水泳・スキー)	①				集中講義		X	
体育原理	◎体育原論	(②)	(②)				B群	X	
〃	身体・スポーツ文化論		(②)	(②)	(②)			X	
〃	体育学演習			②				X	
体育心理学	◎体育心理学		(②)	(②)			B群	X	
〃	体育心理学実験			①				X	
〃	体育測定評価論			②				X	
体育社会学	体育社会学			(②)	(②)		B群	X	
衛生学及び公衆衛生学	◎衛生学(公衆衛生学を含む。)			②			☆	X	
運動学	◎運動学(運動方法をを含む。)		②				☆	X	
〃	運動方法実践研究A			(②)	(②)			X	
〃	運動方法実践研究B			(②)	(②)			X	
学校保健	◎学校保健(学校安全・救急処置・小児保健・精神保健を含む。)		(②)	(②)			☆	X	
〃	発育発達論	(②)	(②)	(②)	(②)	隔年開講		X	
生理学	◎生理学(運動生理学を含む。)		(②)	(②)			☆	X	
〃	スポーツ医科学論			(②)	(②)	隔年開講		X	
		合計26単位以上を修得							

[卒業研究]

論文	4単位
----	-----



別表14:小学校コース/生活創造専修/ものづくりと情報分野  
中学校コース/生活創造専修/技術分野

小学校コース・ものづくりと情報分野の履修方法 主免許……小学校教諭1種免許状

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	2	46		
	教職実践演習	2	2		
	初等教科専門科目	2	10		
	専修専門科目	本表	14		本表の「専修専門科目」一覧中の、○印の付いた中の7科目14単位を修得すること(全て必修)。
	教職キャリア科目	19		6	
	選択科目			23	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	2	1		
卒業研究	本表	4			
		合計124			

中学校コース・技術分野の履修方法 主免許……中学校教諭1種免許状「技術」

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	3	34		
	教職実践演習	3	2		
	中等教科専門科目	本表	22	4	本表の「中等教科専門科目」一覧中の、◎印の付いた11科目22単位を必修とし、およびそれ以外から4単位以上、計26単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	教科力向上科目以外から6単位以上を修得すること。
	選択科目			33	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	3	1		
卒業研究	本表	4			
		合計124			

副免許状の取得

※実際の履修に当たっては「Ⅲ. 規程に関する細則等」の「(7)副免許状取得にあたっての科目の履修について」に従うこと。

中学校コースの学生以外は「応用実習Ⅱ」や「応用実習(中学校)」を修得すること。

中学校 2種免許状 「技術」	本表の「中等教科専門科目」一覧にある「中学2種」欄の7科目14単位を修得すること(全て必修)。加えて、中等技術科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。
中学校 1種免許状 「技術」	本表の「中等教科専門科目」の履修方法に従い、計26単位以上を修得すること。加えて、中等技術科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。

### 小学校コース用 [専修専門科目]

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目
木材加工	○木材加工の基礎(実習及び製図を含む)		②				X
〃	木材教育の方法			②			X
〃	木材加工応用実習			(②)	(②)		X
金属加工	○金属加工の基礎(実習及び製図を含む)		②				X
機械	○機械技術の基礎(実習を主とする)		②				X
〃	生産システム技術			②			X
〃	メカトロニクスと要素技術			(②)	(②)	隔年開講	X
〃	機械設計技術			(②)	(②)	隔年開講	X
電気	○電気技術の基礎(実習を主とする)		②				X
〃	電気技術の応用		②				X
栽培	○栽培技術の基礎(実習を主とする)		2				X
〃	栽培の理論と実践			②			X
〃	栽培環境			(②)	(②)	隔年開講	X
〃	栽培植物			(②)	(②)	隔年開講	X
情報とコンピュータ	○情報とコンピュータ(実習を主とする)	(②)	(②)				X
創造科目	○製図の基礎(実習を主とする)		2				X
〃	環境問題と技術			(②)	(②)		X
〃	材料と加工		(②)	(②)	(②)	隔年開講	X
〃	ものづくりと教育		(②)	(②)	(②)		X
〃	ロボット入門演習		(②)	(②)	(②)		X
〃	ロボット制御基礎			(②)	(②)		X
〃	技術科教材開発論			(②)	(②)		
合計14単位以上を修得							

### 中学校コース用 [中等教科専門科目]

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	中学2種	教免法上の科目
木材加工	◎木材加工の基礎(実習及び製図を含む)		②				☆	X
〃	◎木材教育の方法			②				X
〃	木材加工応用実習			(②)	(②)			X
金属加工	◎金属加工の基礎(実習及び製図を含む)		②				☆	X
機械	◎機械技術の基礎(実習を主とする)		②				☆	X
〃	◎生産システム技術			②				X
〃	メカトロニクスと要素技術			(②)	(②)	隔年開講		X
〃	機械設計技術			(②)	(②)	隔年開講		X
電気	◎電気技術の基礎(実習を主とする)	②					☆	X
〃	◎電気技術の応用	②						X
栽培	◎栽培技術の基礎(実習を主とする)	2					☆	X
〃	◎栽培の理論と実践			②				X
〃	栽培環境			(②)	(②)	隔年開講		X
〃	栽培植物			(②)	(②)	隔年開講		X
情報とコンピュータ	◎情報とコンピュータ(実習を主とする)	②					☆	X
創造科目	◎製図の基礎(実習を主とする)	2					☆	X
〃	環境問題と技術			(②)	(②)			X
〃	材料と加工		(②)	(②)	(②)	隔年開講		X
〃	ものづくりと教育		(②)	(②)	(②)			X
〃	ロボット入門演習		(②)	(②)	(②)			X
〃	ロボット制御基礎			(②)	(②)			X
〃	技術科教材開発論			(②)	(②)			Z
合計26単位以上を修得								

### [卒業研究]

論文	4単位
----	-----

別表15:小学校教員コース/生活創造専修/家庭科分野  
 中学校教員コース/生活創造専修/家庭科分野

小学校コース・家庭科分野の履修方法 主免許……小学校教諭1種免許状

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	2	46		
	教職実践演習	2	2		
	初等教科専門科目	2	10		
	専修専門科目	本表	14		本表の「専修専門科目」一覧中の◎印の付いた7科目14単位を修得すること(全て必修)。
	教職キャリア科目	19		6	
	選択科目			23	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	2	1		
卒業研究	本表	4			
		合計124			

中学校コース・家庭科分野の履修方法 主免許……中学校教諭1種免許状「家庭」

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	3	34		
	教職実践演習	3	2		
	中等教科専門科目	本表	26		本表の「中等教科専門科目」一覧中の、◎印の付いた13科目26単位を必修とし、計26単位以上を修得すること
	教職キャリア科目	19		6	教科力向上科目以外から6単位以上を修得すること。
	選択科目			33	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	3	1		
卒業研究	本表	4			
		合計124			

副免許状の取得

※実際の履修に当たっては「Ⅲ. 規程に関する細則等」の「(7)副免許状取得にあたっての科目の履修について」に従うこと。

中学校コースの学生以外は「応用実習Ⅱ」や「応用実習(中学校)」を修得すること。

中学校 2種免許状 「家庭」	本表の「中等教科専門科目」一覧中にある「中学2種」欄の中の7科目14単位を修得すること。加えて、中等家庭科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。
中学校 1種免許状 「家庭」	本表の「中等教科専門科目」の履修方法に従い、計26単位以上を修得すること。加えて、中等家庭科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。
高等学校 1種免許状 「家庭」	本表の「中等教科専門科目」の履修方法に従い、26単位以上を修得すること。ただし、「高等学校教諭免許状「家庭」用の科目」の「家庭電気・機械・情報処理」を含めること。加えて、中等家庭科指導法A、B、C、D(計8単位)を修得すること。

### 小学校コース用[専修専門科目]

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目
家庭経営学	◎家庭経営学	②					X
"	生活経済学		②				X
"	消費生活論			②			X
"	家族と法律			(②)	(②)	隔年開講	X
被服学	◎被服学	②					X
"	被服学実習		②				X
食物学	◎食物学	②					X
"	食品栄養学		②				X
"	食品栄養学実験			②			X
"	◎調理実習		②				X
"	調理科学		②				X
住居学	◎住居学A(製図を含む)	②					X
"	住居学B		②				X
"	生活環境論			②			X
保育学	◎保育学(実習及び家庭看護を含む)		②				X
"	子ども・子育て支援論		②				X
"	生涯発達と家族			②			X
教科総合(家庭科)	家政学基礎実験		②				
"	◎家政学演習(A～F)			2			
		合計14単位以上を修得					

### 中学校コース用[中等教科専門科目]

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	中学2種	教免法上の科目
家庭経営学	◎家庭経営学	②					☆	X
"	◎生活経済学		②					X
"	消費生活論			②				X
"	家族と法律			(②)	(②)	隔年開講		X
被服学	◎被服学	②					☆	X
"	◎被服学実習		②				☆	X
食物学	◎食物学	②					☆	X
"	◎食品栄養学		②					X
"	食品栄養学実験			②				X
"	◎調理実習	②					☆	X
"	◎調理科学		②					X
住居学	◎住居学A(製図を含む)	②					☆	X
"	住居学B		②					X
"	◎生活環境論			②				X
保育学	◎保育学(実習及び家庭看護を含む)	②					☆	X
"	◎子ども・子育て支援論		②					X
"	生涯発達と家族			(②)	(②)	隔年開講		X
教科総合(家庭科)	家政学基礎実験		②					Z
"	◎家政学演習(A～F)			2				Z
		合計26単位以上を修得						

### [高等学校教諭免許状「家庭」用の科目]

科目	授業科目	備考	教免法上の科目
家庭技術学	家庭電気・機械・情報処理	小学校コースは2年次から、中学校コースは1年次から履修できる。	X

### [卒業研究]

論文	4単位
----	-----

別表16:乳幼児教育コース

主免許……幼稚園教諭1種免許状、および保育士資格

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
教職専門科目		本表	35		本表の「教職専門科目・教職実践演習・初等教科専門科目」一覧中の「教職専門科目・教職実践演習」合計37単位が必修となる。
教職実践演習		本表	2		
専門科目	初等教科専門科目	本表		3	本表の「教職専門科目・教職実践演習・初等教科専門科目」一覧中の初等教科専門科目3単位が選択必修となる。 ※ここに記した科目全て「初等社会科概説」・「初等理科概説」・「初等家庭科概説」・「初等英語科概説」は、副免許状として小学校教諭1種免許状を取得する際には必要となる。
	領域科目	本表	6		
	専修専門科目	本表	41	5	「専修専門科目」一覧中の◎印の付いた23科目41単位を必修とし、また○印の付いた8科目から表中の指示に従って5単位以上、計46単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	教科力向上科目以外から6単位以上を修得すること。
	選択科目			4	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	卒業研究	本表	4		
			合計124		

副免許状の取得

幼稚園教諭1種・2種免許状	本コース以外の学生が幼稚園教諭1種あるいは2種免許状を取得する場合は、「Ⅲ. 規程に関する細則等」の(7)「副免許状取得にあたっての科目の履修について」の履修方法に従うこと。
---------------	---

【教職専門科目・教職実践演習・初等教科専門科目】

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教養法上の科目
教職概説	教職入門Ⅰ	②				隔年開講 全科目37単位必修	B
〃	教職入門Ⅱ		①				B
教育学	教育学概説A(本質)	②					A
〃	教育学概説B(制度)	②					C
教育心理学	教育心理学概説	②					D
特別支援教育	特別支援教育基礎論			*①			E
幼児教育	幼児教育課程論	②					f
〃	幼児教育方法		②				k
〃	幼児理解と教育相談			②			m・n
〃	保育内容「健康」		(②)	(②)			y
〃	保育内容「人間関係」		②				y
〃	保育内容「環境」		②				y
〃	保育内容「言葉」		(②)	(②)			y
〃	保育内容「表現」		②				y
〃	保育造形表現		②				y
〃	保育技術実践A			①		k	
〃	保育技術実践B			①		k	
教育実習	基礎実習		1			P	
〃	応用実習Ⅰ			4		P	
教職実践演習	保育・教職実践演習(幼稚園)				②	Q	
初等教科専門	初等国語科概説	(*①)	(*①)	(*①)	(*①)	3単位選択必修	
〃	算数科概説	(*①)	(*①)	(*①)	(*①)		
〃	初等音楽科概説(A～D)	(*①)	(*①)	(*①)	(*①)		
〃	図画工作科概説	(*①)	(*①)	(*①)	(*①)		
〃	初等体育科概説	(*①)	(*①)	(*①)	(*①)		
〃	生活科概説	(*①)	(*①)	(*①)	(*①)		

**[領域科目]**

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目
乳幼児教育	◎幼児と健康	*①				6単位必修	X
〃	◎幼児と人間関係	*①					X
〃	◎幼児と環境	*①					X
〃	◎幼児と言葉	*①					X
〃	◎幼児と音楽表現	*①					X
〃	◎幼児と造形表現	*①					X
計		合計6単位を修得					

**[専修専門科目]**

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目	
乳幼児教育	◎保育表現実践		*①			◎印の8科目13単位必修	k	
〃	◎保育音楽実践	②					k	
〃	◎保育造形実践	*①					k	
〃	◎保育体育実践	①					k	
〃	◎乳幼児教育学			②			Z	
〃	◎乳幼児心理学	②					Z	
〃	◎障害児保育実践			(②)		Z		
〃	◎乳幼児音楽学			②		Z		
〃	○乳幼児教育研究A			①		○印の4科目の中から、2科目以上、合計2単位以上選択	Z	
〃	○乳幼児教育研究B			①			Z	
〃	○乳幼児教育研究C				①		Z	
〃	○乳幼児教育研究D				①		Z	
〃	◎子どもの保健A	②				◎印の12科目22単位必修		
〃	◎子どもの保健B		②					
〃	◎子どもの食と栄養		②					
〃	◎子ども家庭支援論			②				
〃	◎子育て支援			①				
〃	◎衛生学・公衆衛生学A	(②)	(②)					
児童福祉	◎社会福祉学概論	(②)	(②)				隔年開講	
〃	◎子ども家庭福祉論	(②)	(②)				隔年開講	
〃	◎社会的養護論		(②)	(②)			隔年開講	
〃	◎社会的養護内容実践			(②)	(②)		隔年開講	
〃	◎乳児保育概論		②					
〃	◎乳児保育実践		①					
保育実習	◎保育実習指導Ⅰ		2			◎印の3科目6単位必修		
〃	◎保育実習ⅠA(保育所)		2					
〃	◎保育実習ⅠB(施設)			2				
〃	○保育実習ⅡA(保育所)				2	○印の2科目から、いずれか1科目2単位を選択		
〃	○保育実習ⅡB(施設)				2			
〃	○保育実習指導ⅡA(保育所)				1	○印の2科目から、いずれか1科目1単位を選択		
〃	○保育実習指導ⅡB(施設)				1			
計		合計46単位を修得						

**[卒業研究]**

論文	4単位
----	-----

別表17:特別支援教育コース

主免許……特別支援学校教諭1種免許状および小学校教諭1種免許状

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		7	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	本表	46		
	教職実践演習	本表	2		
	初等教科専門科目	本表	10		
	特別支援教育専門科目	本表	32	4	本表の「特別支援教育専門科目」一覧中の◎印の付いた15科目32単位を必修とし、それ以外より4単位以上、計36単位以上を修得すること。※特別支援教育コースに所属する者が、「特別支援教育基礎実習」と「特別支援教育応用実習」の単位を修得した場合、介護体験を経験したものと見なす。
	教職キャリア科目	19		6	
	選択科目			2	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
卒業研究	本表	4			
			合計124		

副免許状の取得

特別支援学校教諭1種、2種免許状	本コース以外の学生が特別支援学校教諭1種あるいは2種免許状を取得する場合は、「Ⅲ. 規程に関する細則等」の(7)「副免許状取得にあたっての科目の履修について」の履修方法に従うこと。
------------------	--

[教職専門科目・教職実践演習・初等教科専門科目]

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目
教職概説	教職入門Ⅰ	②					B
〃	教職入門Ⅱ		①				B
教育学	教育学概説A(本質)	②					A
〃	教育学概説B(制度)	②					C
〃	教育方法・課程論		②				F・K
〃	ICT活用の理論と実践	*①					L
〃	道徳教育論		②				G
〃	特別活動論	*①					J
教育心理学	教育心理学概説	②					D
〃	生徒・進路指導論		②				M・O
〃	教育相談		②				N
総合的な学習	総合的な学習指導法	*①					I
特別支援教育	特別支援教育基礎論			*①		全科目46単位必修	E
教科指導法	初等国語科指導法		②				Y
〃	初等社会科指導法		②				Y
〃	算数科指導法		②				Y
〃	初等理科指導法		②				Y
〃	初等音楽科指導法		②				Y
〃	図画工作科指導法		②				Y
〃	初等体育科指導法		②				Y
〃	初等家庭科指導法		②				Y
〃	生活科指導法		②				Y
〃	初等英語科指導法		②				Y
教育実習	基礎実習		1				P
〃	応用実習Ⅰ			4			P
教職実践演習	教職実践演習(小・中・高)				②	必修	Q
初等教科専門	初等国語科概説	*①					X
〃	初等社会科概説	*①					X
〃	算数科概説	*①					X
〃	初等理科概説	*①				全科目10単位必修	X
〃	初等音楽科概説(A～D)	*①				※ 初等音楽科概説は、A～Dのうち、クラス指定された授業1科目を履修すること	X
〃	図画工作科概説	*①					X
〃	初等体育科概説	*①					X
〃	初等家庭科概説	*①					X
〃	生活科概説	*①					X
〃	初等英語科概説	*①					X

[特別支援教育専門科目]

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目
基礎理論	◎特別支援教育概論		②				a
心理、生理、病理	◎障害児の心理生理学		(②)	(②)			b
〃	◎障害児のアセスメント			(②)	(②)		b
教育課程、指導法	◎障害児教育課程総論		②				b
〃	知的障害児指導法		(②)	(②)			b
心理・教育課程等	◎障害児の心理と指導	②					b
〃	特別支援教育演習ⅠA			2		特別支援3年次生のみ A～Cの中から1科目を選択	a
〃	特別支援教育演習ⅠB			2			b
〃	特別支援教育演習ⅠC			2			b
〃	特別支援教育演習ⅡA				2	特別支援4年次生のみ A～Cの中から1科目を選択	a
〃	特別支援教育演習ⅡB				2		b
〃	特別支援教育演習ⅡC				2		b
心理、生理、病理	◎肢体不自由児の生理病理学		(②)	(②)	(②)	肢体不自由児指導法と隔年開講	b
〃	◎病弱児の心理生理学		(②)	(②)	(②)	病弱児指導法と隔年開講	b
教育課程、指導法	◎肢体不自由児指導法		(②)	(②)	(②)	肢体不自由児の生理病理学と隔年開講	b
〃	◎病弱児指導法		(②)	(②)	(②)	病弱児の心理生理学と隔年開講	b
免許状に定める領域以外の領域の科目	◎聴覚障害児教育総論		(②)	(②)	(②)	視覚障害児教育総論と隔年開講	c
〃	◎視覚障害児教育総論		(②)	(②)	(②)	聴覚障害児教育総論と隔年開講	c
〃	◎発達障害児の心理と指導		(②)	(②)	(②)	重度・重複障害児の心理と指導と隔年開講	c
〃	◎重度・重複障害児の心理と指導		(②)	(②)	(②)	発達障害児の心理と指導と隔年開講	c
教育実習	◎特別支援教育基礎実習		2				d
〃	◎特別支援教育応用実習			4			d
計		合計36単位を修得					

[卒業研究]

論文	4単位
----	-----



別表18:養護教諭養成課程

主免許……養護教諭1種免許状

		別表	必修	選択	注 意 事 項
教養・スキル・リテラシー科目		1	14	4	規定より多くの単位を修得した場合、合計6単位を上限として「選択科目」の単位とすることができる。
専 門 科 目	教職専門科目	本表	34		
	教職実践演習	本表	2		
	養護教育専門科目	本表	43	4	「養護教育専門科目」一覧中の◎印の付いた23科目43単位を必修とし、さらにそれ以外の科目から4単位以上(ただし、△印の科目の中から2単位以上の授業科目を含むこと)、計47単位以上を修得すること。
	教職キャリア科目	19		6	教科力向上科目以外から6単位以上を修得すること。
	選択科目			12	他学部のものを含めて選択科目扱いにできる全ての科目を指す。
	介護体験	本表	1		
	卒業研究	本表	4		
			合計124		

本課程学生の副免許状の取得

中学校 1種免許状 「保健」	本課程に所属する者が、副免許状として中学校教諭1種免許状「保健」、及び高等学校教諭1種免許状「保健」を取得するには、別表19の「基礎実習Ⅰ」1単位、「応用実習(中学校)」4単位及び「教職実践演習(中・高)」2単位を修得すること。
高等学校 1種免許状 「保健」	
中学校1種、 2種免許状 「保健体育」	「Ⅲ. 規程に関する細則等」の「(7)副免許状取得にあたっての科目の履修について」に従うこと。

「教職専門科目・教職実践演習」

科目	授 業 科 目	1年	2年	3年	4年	備 考	教免法上の科目
教職概説	教職入門Ⅰ	②				全科目34単位必修	B
〃	教職入門Ⅱ		①				B
教育学	教育学概説A(本質)	②					A
〃	教育学概説B(制度)	②					C
〃	教育方法・課程論		②				F・K
〃	ICT活用の理論と実践	*①					L
〃	道徳教育論		②				ス・G
〃	特別活動論	*①					ヌ・J
教育心理学	教育心理学概説	②					D
〃	生徒・進路指導論		②				M・O
〃	教育相談		②				N
総合学習	総合的な学習指導法	*①					ヌ・I
特別支援教育	特別支援教育基礎論			*①			E
教科指導法	保健科指導法A		②				Y
〃	保健科指導法B		②				Y
〃	保健科指導法C			②			Y
〃	保健科指導法D			②			Y
養護実習	養護教諭基礎実習		1				ル
〃	養護教諭応用実習			4			ル
教職実践演習	教職実践演習(養護教諭)				②		必修

**[養護教育専門科目]**

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目
衛生学及び公衆衛生学	◎衛生学・公衆衛生学A	②					イ・X
〃	◎衛生学・公衆衛生学B(予防医学を含む)		②				イ・X
〃	◎健康行動論	(②)	(②)	(②)	(②)	隔年開講	イ・X
学校保健	◎学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む)		②				ロ・X
〃	◎学校保健活動論			(②)	(②)		ロ・X
〃	◎学校保健調査法			(②)	(②)		ロ・X
〃	小児保健学	(②)	(②)	(②)	(②)	隔年開講	ロ・X
〃	◎発育発達論	(②)	(②)	(②)	(②)	隔年開講	ロ・X
〃	学校保健研究A			(①)	(①)	隔年開講	ロ・X
〃	学校保健研究B			(①)	(①)	隔年開講	ロ・X
〃	学校保健研究C			(①)	(①)	隔年開講	ロ・X
〃	学校保健研究D			(①)	(①)	隔年開講	ロ・X
〃	特別支援教育概論		(②)	(②)	(②)		ロ・X
養護概説	◎養護概説	②					ハ・X
〃	◎養護活動論		②				ハ・X
健康相談活動の理論と方法	◎健康相談活動論			②			ニ・X
〃	健康相談活動演習			①			ニ・X
栄養学(食品学を含む)	◎栄養学(食品学を含む)	(②)	(②)	(②)	(②)	隔年開講	ホ・X
解剖学および生理学	◎解剖生理学A	②					ヘ・X
〃	◎解剖生理学B	②					ヘ・X
〃	◎解剖生理学実習	(①)	(①)				ヘ・X
〃	◎スポーツ医学	(②)	(②)	(②)	(②)	隔年開講	ヘ・X
微生物学、免疫学、薬理概論	◎薬理概論		(②)	(②)	(②)		ト・X
〃	◎微生物学(免疫学を含む)	(②)	(②)	(②)	(②)	隔年開講	ト・X
精神保健	◎精神保健		②				チ・X
看護学	◎学校看護学			②			リ・X
〃	◎救急処置		②				リ・X
〃	◎学校看護学実習			①			リ・X
〃	◎救急処置実習		①				リ・X
〃	△臨床医学概説A		(②)	(②)	(②)	いずれか1科目以上選択	リ・X
〃	△臨床医学概説B		(②)	(②)	(②)		リ・X
〃	◎臨床実習			②			リ・X
福祉	社会福祉学概論		(②)	(②)	(②)	隔年開講	Z
〃	児童福祉論		(②)	(②)	(②)	隔年開講	Z
合計47単位以上を修得							

**[卒業研究]**

論文	4単位
----	-----

**[介護体験]**

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考
介護体験	介護体験実地		1			

別表19: 学部共通科目(「教職キャリア科目」など)

①「教職キャリア科目」については、全ての学生が6単位以上を修得すること。ただし、中学校コース、乳幼児教育コース、養護教諭養成課程の学生、及び小学校コース、特別支援教育コースの学生が中学校教諭1種免許状あるいは高等学校1種免許状を取得する場合は、「教科力向上科目」以外から6単位以上を修得すること。

②「教職キャリア科目」に載せられている授業科目と、各専修・分野の「専修専門科目」もしくは「中等教科専門科目」に載せられている同名の(あるいは同時開講)授業科目は、所属専修・分野の学生の場合、「専修専門科目」、「中等教科専門科目」となる。

【教職キャリア科目】

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目
参加的・実践的学習科目	学校フィールド・スタディⅠ		(2)	(2)	(2)		Z
〃	学校フィールド・スタディⅡ			(2)	(2)		Z
〃	学校フィールド・スタディⅢ				(2)		Z
〃	サービス・ラーニング		(2)	(2)	(2)		Z
〃	ミュージアム・コラボレーションA	2					Z
〃	ミュージアム・コラボレーションB		2				Z
〃	ミュージアム・コラボレーションC			2			Z
〃	ミュージアム・コラボレーションD				2		Z
〃	見沼フィールド・スタディーズA	(2)	(2)	(2)	(2)		Z
〃	見沼フィールド・スタディーズB	(2)	(2)	(2)	(2)		Z
現代的教育課題科目	環境教育フィールド・スタディ	(2)	(2)	(2)	(2)	教育学専修の同名の授業科目と同時開講	Z
〃	教育史概論		(2)	(2)	(2)	教育学専修の同名の授業科目と同時開講	Z
〃	ジェンダー教育学概論	(2)	(2)	(2)	(2)	教育学専修の同名の授業科目と同時開講	Z
〃	教師教育学概論	(2)	(2)	(2)	(2)	教育学専修の同名の授業科目と同時開講	Z
〃	教育における臨床の知	(2)	(2)	(2)	(2)	心理・教育実践学専修の同名の授業科目と同時開講	Z
〃	教材づくりと授業展開	(2)	(2)	(2)	(2)	心理・教育実践学専修の同名の授業科目と同時開講	Z
〃	学校・地域とカリキュラム編成	(2)	(2)	(2)	(2)	心理・教育実践学専修の同名の授業科目と同時開講	Z
〃	教師の成長と教師教育	(2)	(2)	(2)	(2)	心理・教育実践学専修の同名の授業科目と同時開講	Z
〃	メディアと学習支援	(2)	(2)	(2)	(2)	心理・教育実践学専修の同名の授業科目と同時開講	Z
〃	発達心理学概論	(2)	(2)	(2)	(2)	心理・教育実践学専修の同名の授業科目と同時開講	Z
〃	カウンセリング概論	(2)	(2)	(2)	(2)	心理・教育実践学専修の同名の授業科目と同時開講	Z
〃	木の学校・木の教育	(2)	(2)	(2)	(2)		Z
〃	スクールガーデニング		(2)	(2)	(2)		Z
〃	子どもの健康・安全・危機管理1	(2)	(2)	(2)	(2)		Z
社会教育科目	学校教育と社会教育		(2)	(2)	(2)		Z
〃	社会教育学概論A	(2)	(2)	(2)	(2)	教育学専修の同名の授業科目と同時開講	Z
教育総合科目	人間と芸術	(2)	(2)	(2)	(2)		Z
〃	教育総合科目C(人間の〈性〉と〈生〉と〈死〉)	(2)	(2)	(2)	(2)		Z
キャリア形成科目	キャリア形成科目Ⅰ(教師基礎力養成演習)			(2)			Z
〃	キャリア形成科目Ⅱ(教師力向上ケーススタディ演習Ⅰ)				(2)		Z
〃	キャリア形成科目Ⅲ(教師力向上ケーススタディ演習Ⅱ)				(1)		Z
教科力向上科目	自然観察入門	(2)				集中講義	Z(小)
〃	日本史教育と日本史研究			(2)	(2)	社会専修「日本史学特講C」と同時開講 隔年開講	Z(小)
〃	歴史と異文化理解		(2)	(2)	(2)		Z(小)

[コース・課程関係教育実習等科目]

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考	教免法上の科目
教育実習	応用実習Ⅱ				2		P
〃	応用実習(中学校)				4	乳幼児教育コース用	P
〃	乳幼児教育基礎実習(副免)			1		乳幼児教育コース以外	
〃	応用実習(幼稚園)				2	小学校コース、特別支援教育コース用	
〃	応用実習(幼稚園)				4	中学校コース用	
〃	特別支援教育基礎実習(副免)			1		特別支援教育コース以外用	d
〃	特別支援教育応用実習(副免)				2	特別支援教育コース以外用	d
〃	基礎実習Ⅰ			1		養護教諭養成課程用	P
〃	応用実習(中学校)				4	養護教諭養成課程用	P
教職実践演習	教職実践演習(中・高)				②	養護教諭養成課程用	Q

[共通選択科目]

科目	授業科目	1年	2年	3年	4年	備考
選択科目	自然災害と防災教育	(②)	(②)	(②)	(②)	学部間連携科目(工学部)
〃	世界音楽の旅A	(②)	(②)	(②)	(②)	
〃	世界音楽の旅B	(②)	(②)	(②)	(②)	
〃	音楽と人間A	(②)	(②)	(②)	(②)	
〃	音楽と人間B	(②)	(②)	(②)	(②)	
〃	洋楽受容史	(②)	(②)	(②)	(②)	

[学校図書館司書教諭関連科目]

授業科目	1年	2年	3年	4年	備考
学校経営と学校図書館	(②)	(②)	(②)	(②)	学校図書館司書教諭講習規程の科目に相当する科目として開講
学校図書館メディアの構成	(②)	(②)	(②)	(②)	
学習指導と学校図書館	(②)	(②)	(②)	(②)	
読書と豊かな人間性	(②)	(②)	(②)	(②)	
情報メディアの活用	(②)	(②)	(②)	(②)	

別紙

別表の「教免法上の科目」欄については、以下のように「教育職員免許法施行規則」第2条から第5条、第7条及び第9条の省令科目等に対応する。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

- X……「教科に関する専門的事項」
- Y……「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」
- Z……「大学が独自に設定する科目に関する科目」

（教育職員免許法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条関係）

「領域及び保育内容の指導法に関する科目」

- x……「領域に関する専門的事項」
- y……「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」

「教育の基礎的理解に関する科目」

- A……「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」
- B……「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」
- C……「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」
- D……「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」
- E……「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」
- F……「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」
- f……「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」

- G……「道徳の理論及び指導法」
- I……「総合的な学習の時間の指導法」（小中）「総合的な学習の時間の指導法」（高）
- J……「特別活動の指導法」
- K……「教育の方法及び技術」
- L……「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」
- M……「生徒指導の理論及び方法」
- N……「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」
- O……「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」
- k……「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」
- m……「幼児理解の理論及び方法」
- n……「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」

「教育実践に関する科目」

- P……「教育実習」
- Q……「教職実践演習」

（教育職員免許法施行規則第7条関係）

- a……「特別支援教育の基礎理論に関する科目」
- b……「特別支援教育領域に関する科目」
- c……「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」
- d……「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」

（教育職員免許法施行規則第9条関係）

「養護に関する科目」

- イ……「衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）」
- ロ……「学校保健」
- ハ……「養護概説」
- ニ……「健康相談活動の理論・健康相談活動の方法」
- ホ……「栄養学（食品学を含む。）」
- ヘ……「解剖学・生理学」
- ト……「微生物学、免疫学、薬理概説」
- チ……「精神保健」
- リ……「看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）」

「教育の基礎的理解に関する科目」

- A……「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」
- B……「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」
- C……「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」
- D……「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」
- E……「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」
- F……「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」

- ヌ……「道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容」
- K……「教育の方法及び技術」
- L……「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」
- M……「生徒指導の理論及び方法」
- N……「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」

「教育実践に関する科目」

- Q……「教職実践演習」
- ル……「養護実習」